

予 算 決 算 常 任 委 員 会 総 務 産 業 分 科 会 記 録

1. 開催日時 令和 6 年 10 月 1 日（火） 午前 9 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 吉津分科会長、田村副分科会長、松岡委員、重廣委員、
重村委員、有田委員、早川委員、西村委員、田中委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 大庭局長、釧物次長
8. 協議事項
9 月定例会本会議（9 月 27 日）から付託された事件（議案 1 件）
9. 傍聴者 なし

会議の概要

- ・ 開会 午前 9 時 30 分 閉会 午後 14 時 39 分
- ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 6 年 10 月 1 日

予算決算常任委員長

吉 津 弘 之

記 録 調 製 者

釧 物 伸 次

吉津委員長 おはようございます。ただ今から、予算決算常任委員会総務産業分科会を開会いたします。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。分科会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、分科会長の許可を得てから発言していただくようお願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いします。

それではこれより、9月27日の予算決算常任委員会において、本分科会に分担されました議案1件について、審査を行います。それでは、9月定例会議案第18号「令和5年度長門市一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。審査は、別紙一覧表に沿って、課ごとに行います。はじめに、消防本部所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

消防長 おはようございます。消防本部所管の決算状況につきまして、補足説明を申し上げます。令和5年度における消防費の決算額は、前年度と比較して、6,272万8,000円の増となっております。これは主として、災害対応特殊救急自動車と小型動力ポンプ付き積載車2台の更新整備また、西消防署の建設事業によるものでございます。また、翌年度繰越額の繰越明許費1,730万円につきましては、消防庁舎建設事業の西消防署庁舎敷地造成工事によるものでございます。以上で補足説明は終わります。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 おはようございます。それでは、決算ということですので、令和5年度の消防本部としての活動実績についてなんですけれども、ホームページにとっても詳しく出ておりますので、その数字を見ておりますが、火災29件、救急2,064件、救助23件という数字が出ております。これらについて、活動の総括、それから近年の傾向がありましたらお願いします。

消防本部次長 令和5年中、火災件数が29件発生しております。その内訳として、焚き火が原因によるその他火災が半数以上を占めております。救急出動件数は2,064件、過去最高件数を記録しており、そのうち高齢者の搬送割合が76%であることから、高齢化社会の進展による救急件数が増加していると思われます。救助出動件数は23件で、交通事故に起因するものが半数以上占めております。火災をはじめ、救急においても、広報紙や告知端末放送を使用して予防広報を実施するとともに、必要な資機材については計画的に整備を努めているところでございます。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。なければ、ほかにご質疑はありませんか。

田村委員 それでは、決算書の 243、244 ページです。第 9 款「消防費」、第 1 項「消防費」、第 1 目「常備消防費」、説明コード 025「消防施設等整備事業」の中の災害対応特殊救急自動車の更新をされておりますけれども、これによって地域の防災力の強化が図られたということです。具体的なこの救急車の機能についてご説明をお願いします。

警防課長補佐 これまでの救急車になかった機能についてご説明いたします。これまでなかった救急車の機能については、自動被害軽減ブレーキ等をはじめとした安全装置の充実化を行っております。なお、救急機材については新たに導入したものはありません。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほか、ご質疑はございませんか。

重村委員 皆さんおはようございます。施策の報告書には書いてありません。決算書は 248 ページになります。第 1 項「消防費」、第 2 目「非常備消防費」のところですか。まず決算書見ると、ここで消防団員の報酬ということで、2,077 万 8,250 円という決算額が上がってます。改めて、この消防団の報酬額っていうのはどういった場合に発生して、積み重なった金額はこうなのか、簡単に構いませんのでご説明をお願いします。

総務課長 消防団員の報酬につきましては、消防団長以下、方面隊長、分団長、部隊長、班長、団員、それぞれ金額が決まっております、それに対し毎月金額を支払っております。

重村委員 これは条例にもこう記載されてる通り、団員であれば年間確か 2 万円だったと思いますね。私も議員になってですね、例えば個々の条例改正案とか、こう出てきた記憶がないんですけど、この報酬っていうのはあくまでも役務に対する対価として支払われるものというような認識はあるんですけども、この金額っていうのは長年もう改正とかされてないものなのかっていうのがね、確かに報酬が高くなったから、消防団員に入るってことはありません。この年間にこの金額でね、自分の仕事を持ちながら消防団員にこう従事しようということが、報酬を高くしたからっていう云々では、そういう観点ではなくて、その対価として支払われるものであればね、その時の社会情勢に応じた私は対価というものがこう発生しても構わないんじゃないかなっていうふうに思うんですけども、そこの辺りの見解っていうのはどのように受け止められてるか、お願いいたします。

総務課長 消防団員の報酬につきましては、国のほうから消防団員の処遇改善につきまして年額報酬の額を改定するように通達が出されております。それに

伴いまして、当消防本部でも現在検討中ではございますが、地方交付税の算定団員数より多いことから、現在検討してるところでございます。

重村委員 これ、交付税のなんて言いますか、計算にも入ってくるということです。で、もう 1 点。これ、以前、林議員が一般質問で、その長門市の消防団員の定数っていうのは 1,070 人以内ということで、非常に面白い表現がしてあるなっていう思うんですけど、充足率を今切ってると思うんですね。1,070 人という数字が、条例上ではありますが、1,000 人を切ってると思います。人口も先日 3 万人をついに切ったというような報道がされる中で、この 1,070 人という数字をやはり見直す時期も私は必要なのではないかな。そして、これが、ひょっとして地方交付税の参入に大きなその影響を与えるとかいうことがあるのかないのか、ここらあたりの見解をお聞きしたいと思います。

総務課長 消防団員数の条例定数 1,070 人につきましては、今後、部内でさらに検討を進めてまいりたいと思っているところでございます。

重村委員 これはあれかな、財政課長のほうがいいのか。交付税算入にはこの 1,070 人と条例上謳うことが大きく、地方交付税計算する上ですね、例えば 900 人とかなってくると非常に関係性が出てくるというご判断なのかどうか、確認しておきます。

財政課長 消防費の単位費用につきましては、人口測定単位としております。ですので、やはり人口に沿った形での消防団員数、そういったものが対象になってくるかなと。報酬等につきましてもそれなりの金額は算入されておりますので、そういった辺り総合的に勘案して消防本部とも協議してまいりたいというふうに思っております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。

重廣委員 おはようございます。関連でございますが、先ほども言われました消防団員報酬、これが、令和 4 年度に比べて 40 万円程度少なくなってる訳なんですよ。これは今お話がありました団員数の減少というふうに考えていいのかどうかお願いします。

総務課長 はい、その通りでございます。

重廣委員 それでは、その下に費用弁償っていうのがございます。この費用弁償について説明願いたいと思います。というのが、昨年に比べてこの費用弁償は上がってるんですよ。報酬は下がってますけど、費用弁償は上がってる。例えば、その他火災が割と多かったと思うんですけど、そういうのが要因するのかどうか、それについてお願いいたします。

総務課長 費用弁償、これは、出動手当でございまして、令和 5 年中につきましては、火災の災害出動手当は約 100 万円程度の減となりましたけども、訓練や夜警、巡回広報等の手当てが約 180 万円の増となったことから、全体的に増

となっております。

重廣委員 そうしますと、この報酬と弁償見比べて、報酬は、人数。費用弁償については、その年の火災の数、一概にそのように判断してよろしいかどうか。

総務課長 はい、その通りでございます。

重廣委員 私も これを見た時に、消防団の定員について、定数が各分団で決められております。定数ですよ、15 人であったり 20 人であったり 30 人であったり。それを、今、欠員がいるところは殆どではないかと思えます。15 年、20 年前ですかね、私たちが消防団に所属しておった時は、その定員は確実に守らなければならないから、自分が辞めるのであれば 1 人補充をなさいと、そういう時代でありました。ただ、人口減少、子どもたちも少なくなってますから、今そこまで厳しくは言わないんだろうと思うんですが、先ほどの議論と一緒になるかもしれませんけど、これからの定数の見直しですよ。それと、各分団に対する定数の割り当てについて、早めに検討していただいて、もうこれはもう 4、5 年前から検討する検討するって言って、まだ変わってないんですよ。今実際に消防団活動している部隊長の人たちも、うちは 3 人少ないからどねえかならんかねという話をよく聞くんですよ。定数というのを決めずにまとめて何人というふうにするとか、そういう検討もしていただきたいと思うんですが、ちょっと見解を伺いたいと思います。

総務課長 団員数の少ない部隊につきつきましては、施設の集約とか機能性の向上、これのために、組織の再編を進めることによりまして消防団の充実強化を図っていく必要がございます。しかしながら、各部隊は地域とのつながりもないことから、自治会の意見や地域の実情等も踏まえて、部隊の再編を検討していきたいと考えているところでございます。

重廣委員 もう 1 点。これも 2、3 年前に確認はしたかもしれませんが、他所の消防団、他所の地区で入っておられて、住居は違うところにおられる。そういう方は何人かおられるのはご存知だと思うんですが、そして最近消防活動をするときに、地区地区によって、例えば A という場所だったらその周辺の消防団が参加する。地区を言いますと、日置からこちらのほうへは参加しない。消防団員としてですよ。だから、そういう地区地区の規制があるようなんですけど、住んでおられる方は日置、油谷の方なんです。しかし、長門に住んでおられる。そういう方がいざとなったら 1 番駆けつけるのは早いんですけど、規制があるのかどうか。規制っていうのが、最終的には人員確認等されますよね。そのときに日置分団がポツンと一人おったところで、あんたは関係ないよ、帰ってくれって言われたことがあるそうなんです。その辺りが 1 番の消火活動の大切な初期消化というのはもうずっと言われてますが、1 番近くですぐ活動できる方がおるのに、その方は活動できないっていう状況が何度か見受け

られます。そのことについての対処法、どのように考えておられるかを伺いたいと思います。

総務課長 消防団員、確かに自分の部隊以外、居住地以外の部隊に加入している団員さんはいらっしゃいます。その場合、消防団員さんが働いている近くで火災があった場合に参集されたときには、消防団員として活動されたということで、手当を支給するようにしております。

重廣委員 1人でも、1人でポッと人数を数えられるってことですね。例えばAという消防団に属してないから、その機械を使ったり、その仲間としての活動っていうのはできない。ちょうど指をくわえて見ちょかんといけん状態になりますよ。その方はもう活動はできませんけど、その現場に到着したと。ならAならAのところに行ってお手伝いをするということは可能なかどうか、その辺りをお願いします。

総務課長 はい、可能でございます。

田中委員 今の第9款「消防費」、第1項「消防費」、「非常備消防費」の説明コード015「消防団運営事業」の中の施設整備工事88万円についての説明をお願いします。

総務課長 三隅第2分団市部隊消防機庫の屋根瓦、これが老朽化により落下したことから緊急修繕を行ったものでございます。

重村委員 それでは、同じ目の決算書同じく248ページです。コード030「消防団員安全装備品整備事業」であります。いろんな装備があると思いますが、主は消防団の服の更新を随時やって、私も厳しく、早く統一した消防団の服にしてほしいということも言ってきましたけれども、この決算を終えて、令和5年度末、この決算の時点で更新率はおいくらぐらいの数字になったのか。それから今後のこの服の更新についての見解をお尋ねします。

総務課長 令和4年度から計画的に更新整備を行いまして、今年度までで約800着を貸与することとしております。来年度を持ちまして全体に貸与することとしております。

田中委員 ちょっと戻ります。決算書243、244ページ、第9款「消防費」、第1項「消防費」、第1目「常備消防費」、説明コード010「消防職員研修事業」なんですけれども、ここの職員等研修費補助金5万円なんですけど、これ予算書になかったんですが、説明のほうをお願いいたします。

総務課長 当初、職員等研修費負担金に計上していた大型免許の取得助成金を職員等研修費補助金に費目替えしたものでございます。

田中委員 決算書先に行きまして、247、248ページ、先ほどのところですが、第3目「消防施設費」、説明コード900「消防施設費」、この消火器具格納庫設備補助金の実績をお尋ねします。

警防課長 過去 3 年の実績では、令和 3 年度が 5 件で 13 万 1,081 円、令和 4 年度が 7 件で 22 万 7,965 円、昨年度が 4 件で 12 万 8,099 円、今年度は年度途中ですが、2 件で 9 万 2,553 円となっています。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほかに、ご質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、消防本部所管全般にわたりご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、消防本部所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は、自席で待機をお願いします。

— 休憩 9 : 50 —

— 再開 9 : 52 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、三隅支所、日置支所及び油谷支所所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

三隅支所長 それでは、三隅支所所管について、補足説明いたします。決算書 87 ページから 90 ページの第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 11 目「三隅支所費」では、令和 5 年度の決算額は、前年度と比較して約 598 万円の減となっております。これは主として、前年度の三隅支所用地の取得によるものです。次に、決算書 167 ページから 170 ページの第 4 款「衛生費」、第 2 項「清掃費」、第 2 目「塵芥処理費」では、事業コード 025「ごみ収集事業（直営分）」において、前年度と比較して約 403 万円の増額となっております。これは主として、ごみ収集運搬用 2 トンダンプトラックの更新整備によるものです。

日置支所長 それでは、日置支所所管の決算状況について、補足説明をいたします。決算書 89 ページから 92 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 12 目「日置支所費」、事業コード 900「日置支所費」の施設整備工事では、日置支所の研修室、会議室、交流講座室及び宿日直室の空調設備の更新工事に伴い、約 354 万円増額となっております。次に、決算書 161 ページから 164 ページ、第 4 款「衛生費」、第 1 項「保健衛生費」、第 7 目「斎場費」、事業コード 720「日置斎場維持管理費」の修繕料では、火葬炉の通風設備等の修繕に伴い、約 309 万円増額となっております。

油谷支所長 それでは、油谷支所所管について、補足説明いたします。決算書の 91 ページから 94 ページの第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 13 目「油谷支所費」でございます。決算額が 9,383 万 9,293 円で、令和 4 年度に対し約 7,520 万円の増となっております。これは、事業コード 025「油谷地区小

さな拠点づくり推進事業」において、油谷支所庁舎等整備事業が本格的にスタートしたことにより、約 7,580 万円増額したことが主な要因でございます。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 それでは三隅支所にお伺いします。決算書 88 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 11 目「三隅支所費」です。030「市民が主役の地域活性化事業」についてですけれども、40 万円ぐらい残されて決算を終わられておりますけれども、これが使いきれなかった理由について何かありましたらお願いします。

三隅支所長 市民が主役の地域活性化事業につきましては、自治会や団体等からの要望により事業を判断して行っております。令和 5 年度につきましては、92.4 パーセントという執行率となっておりますが、要望が年度で無くなったというところで、事業を終えているところでございます。

田中委員 決算書 91、92 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 12 目「日置支所費」、説明コード 900「日置支所費」の中で、修繕料なんですけれども、当初予算では 61 万 4,000 円となっておりますが、16 万 4,290 円で決算終わっております。この減額理由、事業にどういうことが起きたのかをお伺いします。

日置支所長補佐 日置支所費、需用費、修繕料の 16 万 4,290 円の内訳は、市保有の防犯灯修繕に 6 万 6,110 円、非常警報設備複合装置取替修繕に 4 万 8,400 円、公用車の車検整備及びオイル交換に 4 万 4,940 円、プロパンガスメーター器の取替修繕が 4,840 円となっております。実績が減額となった理由としては、日置支所宿日直室の空調設備が故障し、緊急に設備更新が必要となりましたので、工事請負費、施設整備工事へ 34 万 2,800 円の流用を行ったためです。

吉津委員長 関連質問はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。

重村委員 3 支所の市民が主役の地域活性化事業、それぞれの支所に 500 万円ほど予算があって、決算が確定していますけど、この件について、事業の成果と課題は 3 支所とも全く同じことが書いてあります。同じ目的のために 3 支所に予算化されたものですから、同じでも全く問題はないかなというふうには思いますけれども、課題ぐらいは何か違う、それぞれの支所で何かあってもよろしいのかなと思いますけど、一言一句いっしょということで、これも江原市長が市長になられて、500 万円に増額されて、ある意味では小回りの利く、すぐに対応したいということでは、私は良い事業を市長も組まれたというふうに評価もいたしております。3 支所の中で、事業の説明の中に（2）として、災害等で緊急を要する事業に、それぞれの支所で何件か使いましたという報告がされて

います。1 番額の大きい三隅支所の方に、ぜひこの災害等で緊急を要する事業に予算を使いましたよということで、代表的な事例として、こういったことで、この何て言いますか、予算が市民のために使われたかというところで、代表的な案件だけで構いません。6 件全て言えとは言いませんから、代表的なものでいいです。こんな状況のときに、この予算があって非常に市民からも好評だし、私たちとしても良かったという部分がありましたらご説明をいただきたいと思います。

三隅支所長 災害等で緊急的なものとして、三隅で代表的なもので言いますと、災害ではございませんが、市道法面の石組み、石垣が、野良生えで生えた木の根っこにより崩れて、市道の走行面に影響がある可能性があるということで、緊急的に法面を補修した事業がございます。これも、自治会からの要望を受けて早急に対応しないといけないというところで、36 万 3,000 円ほど補修費のほうで支出しております。

重村委員 それでは、もう 1 点。本来であれば、色々な項目で支出をされていきますけど、本来であれば本庁の原課に、これだったら本当は市道の維持管理費だよなとかあると思うんですよね。そういった場合に、本庁もなかなか 1 回予算を組むと、今度は予算が無くなれば補正を組まないといけない。特に、何て言いますか、年度末になればなるほど、この予算が余ってないかということで、本当は本庁の原課がやるべき仕事をこの中で私はやりくりしてはいけないとは言いませんよ。極端に言うと、三隅支所、日置支所と連絡を取って、いやこの予算でやってくれというようなことが起きてくるのではないかと。その棲み分けというのは、やっぱりきっちり私は持っておいたほうがいいのかというふうに思うんですよ。でないと、原課が予算を持っていないから、いやこの 500 万円でどうにかしてもらおうというような部分が私は業務上出てくるのではないかと。いう懸念もあるんですけれども、このあたりの見解について、3 支所長の見解を確認しておきたいというふうに思います。

三隅支所長 まず、三隅支所でございます。多いのが、市道の舗装の陥没が多くございます。その場合、支所の職員、それから都市建設課の担当と現地を確認しまして、どういうふうに補修するのかという協議をした上で、都市建設課の予算で対応できればそれで対応しますけど、入札等にもう出しておって、もうやる場所が決まっているという場合に、三隅支所の予算、市民が主役の活性化事業の予算を使って、そこの穴埋めと言うか、陥没面の補修を三隅支所の予算で行って、舗装については今後、都市建設課の舗装予算で昨年はやっております。そういうように、支所と本庁でやるものの棲み分けを行っておるところです。

日置支所長 市民が主役の事業につきましては、地域、自治会等から、色々な

要望をいただきまして、日置支所職員で速やかに現地確認をし、しっかりと地域の方のお話を聞いた後に、担当課に報告し、担当課と協議しております。そうした中で、どうしても担当課におきましては、年度当初に各地区の優先的な事業の予算も上げていただいておりますけれども、その案件が急を要する場合とか、なかなか原課のほうで対応できないというような状況もございます。そうした場合に、現在では市民が主役の事業でやっているところでございます。委員さんをご指摘のとおり、本課の事業を支所でやるということではなく、そこら辺の棲み分けなりはしっかりと考えていきたいな思っております。

油谷支所長 油谷支所でございますが、油谷支所におきましても、昨年度、市道の維持管理ということで何件か市民が主役で実施をしております。これにつきましては、例えば市道の通園・通学路の区画線の引き直しであるとか、ガードレールが老朽化で危険であるということで実施しておりますが、担当課との協議で、担当課のほうでちょっと予算で、当該年度での実施が難しいというところで、翌年度になると、その辺りで通学路であるとかガードレールの危険性、そういったことでできれば迅速に今年度実施したほうが、そういったところの緊急性、その辺りを重視して市民の緊急性を重視して、市民が主役の事業の採択というところで実施をしております。

吉津委員長 関連質問はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、三隅支所、日置支所及び油谷支所所管全般にわたりご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので質疑を終わります。以上で、三隅支所、日置支所及び油谷支所所管の審査を終了します。

ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は、自席で待機をお願いします。

— 休憩 10 : 07 —

— 再開 10 : 08 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、会計課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

会計管理者 おはようございます。それでは、会計課所管につきましては、特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

田村委員 それではですね、予算書 73、74 ページ。第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 4 目「会計管理費」、説明コード 900 です。会計管理費の手

数料を、669 万円がありますけれども、これの内訳、それからですね、当初に比べて減額をしておりますけれども、この減額の理由について伺います。

会計管理者 それでは、会計管理費の役務費、手数料の主な内容について、ご説明をいたします。窓口収納手数料、コンビニ収納における手数料、口座振込及び口座振替のデータ伝送に伴う手数料、指定金融機関における派出所派遣に伴う手数料が主な内容になっております。それと、今回、前年度より増額になった理由といたしましては、手数料の主な理由としまして、令和 4 年度から一部の金融機関において開始した行政専用のネットワーク LGWAN 回線を利用した口座振込及び口座振替のデータ伝送が、令和 5 年度、新たに 4 つの収納代理金融機関において可能になったことから、データ伝送にかかる手数料が増えたことが主な理由でございます。

吉津委員長 関連質疑ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほか、ご質疑はありませんか。

重村委員 それでは、決算書はですね、45、46 ページそれから 47、48 ページにかけてです。第 18 款「財産収入」、第 1 項、第 2 目と第 3 目について、預金の利息と利子とですね、基金の運用益収入についてお尋ねをします。ここで言うと、利子及び配当金でですね、1,264 万円ぐらい、1 年間で利益がありますと。で、第 3 目は、基金の運用益収入ということで 134 万 8,000 円ぐらいを計上されておりますけど、言葉からなんとなくわかるんですけど、昨年度の決算書見ると、これ、こう分けて書かれてなかったんですよ。利息の部分だけ。運用益については記載がなかった。令和 3 年度の決算書にはですね、運用益と同じように、利息と運用費とに分けて記載がこうされてるんですけども、まず利息と利子と配当金ですね、これと運用益、どういういったふうに違う名で、こう別々にこう記載がされてるのか、ちょっと簡単に教えていただければと思います。

会計管理者 まず、利子及び配当金というのは、基金の運用にかかる預金利息と債券の利息を意味しております。続きまして、運用益金収入につきましては、現在所有している債券について、評価額が購入価格を上昇した場合、令和 5 年度は当該債券を売却し、売却益、基金運用益金として計上したところでございます。

重村委員 それでは、今の説明からすると、その売却をしてない、基金の運用に関しては、売却等が発生しなかった時、ここの決算書には基金運用益という形で、第 3 目ですか、という形での記載がされてこないという認識でよろしいですかね。

会計管理者 はい、お見込みの通りでございます。

重村委員 それで、私も、一般質問で、基金がこう、たくさんこう積み上がっ

てきた時期に、この基金っていうのは運用しないといけないと。他の自治体では非常にこれで運用益を出してる地方自治体もあるということをご指摘して、それから、多分、会計課を中心に、基金の運用っていうのはご努力をいただいとると思うんですけど、それでは、基金からこう生まれた運用益、トータルとすれば利子も含めて、この 2 つを足した金額が基金から生まれた 1 年間の収入だというふうな理解をしてよろしいですか。

会計管理者 現在ここへ載ってるのは一般会計のみですので、あと、特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計にも同じように、利子及び配当金と基金運用益金として各々の計上をしているところでございます。

吉津委員長 関連質疑ございませんでしょうか。なければ、ほかご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、会計課所管全般にあたりご質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で会計課所管の審査を終了します。次に、選挙管理委員会事務局所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

選挙管理委員会事務局長 おはようございます。選挙管理委員会事務局所管につきましては、特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

田中委員 決算書 107、108 ページの第 2 款「総務費」、第 4 項「選挙費」、第 2 目「選挙啓発費」、説明コード「選挙啓発費」です。市内小・中学生の児童生徒からポスター、習字、標語等募集されておまして、令和 5 年度は 500 人分を予算計上されましたが、実際の実績、いかがでしたでしょうかお伺いします。

選挙管理委員会事務局長 令和 5 年度の児童合わせての個数は、ポスターが 30 名、習字 275 名、標語 26 名、合計 331 名となっております。

田中委員 想定より少なかったっていうことなんでしょうけれども、子どもさんが減ったからなのかな、どうなのか、その辺はどういうふうに受け止めてらっしゃるでしょうか。

選挙管理委員会事務局長 委員お見込みの通りでございます。

田中委員 この私たちが子どもの時からこの活動っていうのは県を挙げて書いて夏休みの宿題でやってきたんですけども、この事業が、選挙啓発につながっているという、どういうふうに評価をされて、市としてはいらっしゃるのかお伺いします。

選挙管理委員会事務局長 選挙権のない児童生徒の皆さんが、明るい選挙に関するポスター、習字、標語を応募することは、選挙や政治に関心を持ってもらうきっかけとなり、また夏休みの宿題も兼ねて実施しているため、保護者の方目を通すこととなります。家庭内でも選挙や政治とは何か再認識をしてもら

い、継承は難しいと思いますが、少なからず投票率の向上に寄与しているのではなかろうかと考えております。また、選挙啓発は選挙管理委員会事務局の主な業務の一つでございます。これまでコロナ禍で中止をしておりました高等学校での出前講座等を再開しまして、選挙を少しでも身近に感じてもらえるよう、普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。

田村委員 今、高校生を対象として普及啓発を進めていきたいというお話がありましたけれども、確かにですね、選挙年齢でも成人年齢が 18 歳になって、その 18 歳から投票ができるようになりました。小・中学校の時に選挙啓発の絵を描いたり習字を書いたりということはあっても、より実際自分が投票する年齢に近い高校生に対してそういった啓発活動を続けていくということが、今後の投票率の向上に向けて必要なんだろうなと思うんですけど、その令和 5 年度の実績を踏まえてですね、令和 6 年度に対してどのような、こう結論を導く、導いていかれたというか、選挙啓発に対してですね、どのように力を入れていこうというふうな教訓を得たというか、そういったところをお願いします。

選挙管理委員会事務局長 昨年の市長選挙におきましては、18 歳の投票率は 52.31 パーセントでございました。これも今までの選挙啓発の効果だと思っております。今年度につきましては、今、一応、大津緑洋高校のほうでちょっと出前講座のお話をさせていただこうかなと思っております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほか、ご質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、選挙管理委員会事務局所管全般にわたりご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で選挙管理委員会事務局所管の審査を終了します。次に、監査委員事務局所管について審査を行います。執行の補足説明がありましたらお願いします。

監査委員事務局長 監査事務局所管につきましては、特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で監査委員事務局所管の審査を終了します。ここで説明時間のため暫時休憩します。委員の皆様は次席で待機をお願いします。

— 休憩 10 : 21 —

— 再開 10 : 22 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議会事務局所管につい

て、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

企画総務部長 議会事務局所管につきましては特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、議会事務局所管の審査を終了します。次に、総務課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

企画総務部長 総務課所管につきましては、特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田中委員 決算書 65、66 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 1 目「一般管理費」、事業コード 001「職員人件費」です。この中で一般職の退職者の退職金 2 億 1,565 万 848 円について、この人数等の内訳をお願いいたします。

総務課長 令和 5 年度の退職者につきましては 18 人でございます。令和 5 年度は定年延長によりまして、定年退職者が来年度でありましたので、定年延長制度導入前であれば定年年齢が 60 歳であった職員を含む全員、あと早期退職者を含めて全員が普通退職者ということになります。年代別で申し上げますと、60 歳代につきましては、従来の定年年齢 60 歳の方、こちらも含めまして 7 人でございまして、50 歳代が 3 人、40 歳代が 2 人、30 歳代が 4 人、20 歳代が 2 人の 18 人でございました。

田中委員 やっぱり今 50 代、40 代、30 代、20 代と、入庁されてからすぐなのかどうなのか。20 代でも退職者がいらっしゃるということで、このことについてはどういうふうにお考えですか。

総務課長 やはり 20 代の方につきましては、入庁後、経験年数が 10 年以下ということになりますので、大変寂しい思いがしております。退職者につきましては私のほうが全ての方に面談等させていただいて、お話はさせていただいておるんですけど、別の働き方を考えられる方とか、それぞれの事情があるということでお話を伺っておりますので、全国的にも若い方の離職が増えてるというようなことがございますけど、こういった状況については寂しいなというふうにはちょっと感じております。

田中委員 どういう言い方がいいのかわかりませんが、希望的に明るい転職と言いますか、暗い要因のない退職であれば仕方がないのかなって、色々思っています、私も。この中で言える範囲で構いませんので、やっぱりメンタル的にやっぱり向かないなっていうような、身体を壊したとかそういうような暗い要因って言うんでしょうか、課長が聞かれて、そういったことっていうのはあったのか、なかったのか。ちょっともしお答えできればお伺いします。

総務課長 やはりなかなか個人的なことの理由等もございますので、ちょっとこの場では申し上げにくいところはあるのかなと思いますけど、事実としては休まれてた方が最終的には辞められるっていうことも事実としてはあるというところがございます。

田村委員 ここで聞くのが正しいかどうかわからないんですけども、退職に至る理由ですけれども、職場環境とか人間関係とか金銭面とか、様々な要因があると思うんですけども、そういった職場環境について令和 5 年度、どのように充実させていこうというか、改善していこうというか、取り組んでいかれるのか、お聞きいたします。

総務課長 令和 5 年度からは新たに職場環境改善アドバイザーということで、臨床心理士の方を委託に出しまして 2 か月に 1 回ほど相談日を設けました。その中で、職員からのそういったメンタルの相談ですとか、そういったこともお受けしておりますし、そういったメンタル不調を訴えられる方の相談に対応させていただきまして、実際には令和 5 年度におきましては延べ 8 人の方の利用があったというところがございます。これも令和 6 年度も引き続いて行っておりますので、こういったやはりそういった抱えてらっしゃる方、何か抱えてらっしゃる方につきましては、そういった中で対応をしていきたいなというふうに考えております。

田村委員 それでは、決算書 66 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 1 目「一般管理費」です。010「職員研修事業」についてお尋ねをいたします。今回決算が 575 万円ということなんですけれども、当初が 1,145 万円、そして前年度が 764 万円ということです。令和 5 年 3 月の総務民生の予算審査の際にこの件について、どういう方針かということで尋ねておられまして、職員レベルの全体的な底上げを図る目的からも、基本的には研修の内容は令和 3 年度、令和 4 年度から引き続き各研修の未受講者を対象に実施していくと。コンプライアンスについて、そのときに委員から質問がありまして、コンプライアンスの遵守、各種ハラスメント防止対策、交通事故違反防止対策、職員のメンタルケア等については、外部講師を招き、知識、技術の習得、意識改革、マネジメント能力の向上等を目指して研修を実施する予定としておりまして、これにかかる経費については、報償費、旅費、委託料でそれぞれの必要な予算を計上しているというところなんですけれども、今回の主要な施策の報告書 12 ページですけれども、この中にはハラスメントについての研修に触れられておりません。当初予算の審査の際には、これ随分と盛りだくさんな感じがあったんですけれども、減額になった理由と、それからハラスメント研修についてはどのように行われたかについてお尋ねをいたします。

総務課長 まず当初予算に比しまして執行率が低くなったところの要因でござ

いますが、この研修事業の中には、派遣職員に関する費用ですとか、あと新規採用職員の異動旅費、こういったものが含まれておりまして、令和 5 年度につきましては、その方々に関するところ、新規採用職員ですとか派遣職員の異動に伴う職員旅費、それとあと派遣職員の住宅借上料、こういったものが当初予算に比べまして執行率が低くなったところがございます。これらにつきましては、新規採用職員の人数ですとか状況によりまして大きく変わってくることや、派遣職員の通勤状況によりまして、また借り入れする物件等々も変わってくるということで不用額が生じまして、当初予算に比べて執行率が低くなったところがございます。それとあとハラスメント研修につきましては、こちらのほうに特出しはちょっとしておりませんが、毎年実施しておるところでございます。昨年度につきましては、5 月 10 日に課長級以上職員を、主幹を含みますけど、対象にしまして実施しまして 20 人の参加を得て実施したところがございます。

早川委員 これ色々研修行かれたり、こちらで開催されたりっていうことがあるみたいなんですけれども、研修されるときに職員にはどのような参加募集とか、どんな方法でされてるのかを教えてください。

総務課長 研修につきましては、セミナーパーク等々、外部の施設で受講するものと、あと私どものほうで講師等を選任してお招きして実施する研修、こういった 2 つの大きなものがございます。セミナーパークにつきましては、それぞれ係長級ですとか補佐級、課長級、そういった職位ごとの研修がございますので、そういった方々は、その職になられてから 1 年目、2 年目、そういった若い方について、こちらのほうから選任して研修に行っていていただいております。あとは地方自治法ですとか、それぞれ専門的な研修がございますので、そういったところは希望者を募る場合もございますし、希望者がおられないときには関係する職場のほうにこちらのほうからお声がけをさせていただくという場合もございます。それとあと独自の研修につきましては、職位を指定するものにつきましては、それぞれの職位の方にお越しいただく。そういった職位を指定しないものにつきましては、各課から 1 名程度ですとか参加を募る場合もございますし、そういったものを職位と関係なしに募る場合、こういったものでいろんな募集の仕方を混ぜながら研修を実施しているところがございます。

早川委員 各課から、多分役職とかそういう必要なところの声かけっていうのはちょっと置いていて、やりたい、聞きたいっていう人はなるべく参加できるような形なのか、それともう一つ。募集の紙っていうか、それはメール等でみんなが、誰もが目につくような形で募集方法としてあるのかっていうところ。2 点お願いします。

総務課長 参加希望の方につきましては、基本的にというか全て参加いただいております。セミナーパークもそうですし、あと外部のほうの

市外にあります研修所とか、そういったところにつきましても、年度が始まる前に希望を、受きたい講習とかがあれば出していただいて、それを次の年度で予算化したりとかそういったこともしておりますので、希望者につきましては受けていただいております。それとあと募集の仕方につきましては、掲示板がございますので、それで全体へのお知らせっていう形でさせていただいております。広く募集をかけておるところでございます。

早川委員 最後に 1 点だけ。希望の方は皆さんっていうように言われた、回答をいただいたんですけど、これって皆さん希望が一人、二人抜けると、仕事にも影響するとは思うんですけど、その環境に関してはちゃんと整っているのでしょうか。

総務課長 環境につきましては、研修に出やすい環境っていうことで所属長のほうにはお願いをしておるといえるか、出やすいようにといえるか、そういったところはお願いをしておるところでございます。

田村委員 それでは 70 ページです。第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 1 目「一般管理費」、900「一般管理費」、業務委託料 266 万円についてお尋ねいたします。これ昨年の 9 月に補正予算で職員採用プロモーション強化事業が出ましたけれども、これはこの中に含まれておりますか。

総務課長 はい。この中に必要な経費が含まれております。

田村委員 決算を迎えて、これ実績としてはいくらだったのでしょうか。

総務課長 業務委託料としましては、171 万 3,800 円。これを執行しております。

田村委員 わかりました。では、この職員採用プロモーション強化事業の実績についてお尋ねをいたします。

総務課長 こちらの職員採用プロモーション強化業務につきましては、プロモーション動画、パンフレット及びポスターを業者委託によりまして制作し、それらを活用しまして教育機関への訪問、それとあと合同企業ガイダンスへの参加、それと昨年度初めて市独自で開催しました「しごとセミナー」等の開催等に使用しまして、本市職員として働くことに興味を持ってもらえるように、そして職員採用試験の受験者につなげていく目的で事業を展開したところでございます。職員の PR 動画につきましては、全体的なものを 3 分程度のものを一つと、あと職員、それぞれ職種ごとに制作しましたが、2 分程度のものを事務職を 3 人、それとあと土木技術を 1 人、保健師を 1 人、保育士を 1 人の計 6 本、職員インタビューを作成したところでございます。あとパンフレットにつきましては、A4 カラー版で 24 ページのものを 1,000 部制作いたしまして、ポスターにつきましては A0 判のカラー印刷のものを 100 部制作したところでございます。

田村委員 この事業によりまして、何人の応募の増加、それから何人の採用の

増加につながったか、見解をお尋ねいたします。

総務課長 この事業で制作しましたものが、令和 5 年度に制作しましたので、実際に配布等をしましたのが 3 月に「しごとセミナー」を開催しまして、そちらのほうで配布したりだとか使用したというところが最初でございます。それとあと、今年度に入りまして学校訪問等ですとか、あと関係機関、こういったところに配布をしたところでございます、まだ実際に令和 6 年度の採用試験が実施中というところでございますので、最終的な評価と言いますか、まだちょっと出てないところではございますけど、3 月に「しごとセミナー」を開催したときにお越しいただいた方が実際に今年度受験に来られてたというところもございますので、一定の成果はあったものかな、現時点では一定の成果はあったのかなというふうに考えております。

田中委員 今の同じ事業の中で、新しくなったその職場環境改善アドバイザー委託料もその中に入っていると思うんですけども、こちらの実績について伺います。

総務課長 こちらのほうは昨年度新たに実施したところでございますけど、延べ人数で 8 人の方が相談を利用されたところでございます。

田中委員 これ始まったばかりで 2 か月に 1 回ということで、カウンセリング、そういう時間を取って、ということです。先ほどの退職者の話のところにも出たときに、この事業の話もちょっと先ほどとかぶって出てきたんですけども、毎回私、この事業については言っておるんですが、なかなか相談に行きにくいっていう、メンタルに関してはっていうところがあると思うんですけども、1 年やってみられて、2 か月に 1 回で良いのか、産業医は月に 1 回、時間が短くても月に 1 回入ってらっしゃいますよね。そちらにしても、毎年、さっき伺った実績ではそんなに人数が多くないような。結局、ストレスチェックでメンタルのほうに回ってくるっていうような状況だと思うんですが、このアドバイザー、2 か月に 1 回で来年度も再来年度も行くほうが良いのか、増やしたほうが良いのか、どういうふうに思ってますか。

総務課長 定例的な相談日につきましては 2 か月に 1 回ということでさせていただいておるんですけど、随時と言いますか、やはり緊急性の高いものについては随時の相談日等も設けて、対応させていただいておりまして、昨年度実際、緊急で定例日以外でも実施したという実績がございますので、周知の仕方もうちょっと工夫しながら随時でそういった対応ができるっていうことも周知しながらやっていければ、その辺の対応はこちらのほうでできるかなというふうに考えております。

田中委員 今、緊急でっていうことだったんですけど、その緊急事態が起きたときでもこの委託料っていうのは変動がないんでしょうか。

総務課長 1回あたりが3万円ということでやっております。あと緊急でお越しいただいたときには別の単価で、ちょっと1万円ということでさせていただいておるんですけど、それで来ていただいて相談のほうを受けていただいておりますので、その辺りについては対応可能というふうに考えております。

田村委員 事業が違いますので、一旦切らせていただきましたけれども、70ページ、同じくです。900「一般管理費」、「行政事務連絡業務委託料」3,500万円があります。これ行政協力員への委託金ということですが、協力員の人数とその業務の内容についてお願いします。

総務課長 行政協力員につきましては222人でございます。業務の内容につきましては、規則のほうを定めておりまして、その中で地区内の世帯に市広報及び行政連絡文書を配付し、また回覧すること、それと地区内の人口動態を把握すること、その他市長が特に依頼する事項ということで、主なものは行政事務連絡の配付文書を配布していただくというのが主な事業で、委託をしているところでございます。

田村委員 なかなか集落の高齢化が進んで、協力員の確保も難しいんじゃないのかなと思ってみたりもするんですけども、その辺りの令和5年度の苦労とか何か課題とかっていうことはあったでしょうか。

総務課長 今委員おっしゃられるように、だんだん高齢化というところもあるかもしれませんし、自治会、行政協力員を選出するのがなかなか難しいというような話をお伺いしたことも実際ございます。やはり行政配付文書が市広報以外にもいろんな便り等を配付しておりまして、その配付にやはり仕分けからしていただかないといけないというところで、かなりの作業量を要するというようなご意見をいただきまして、その配付に時間、労力を要してるというようなことはお伺いしております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、総務課所管全般にわたりご質疑はありますか。

重廣委員 それでは今一度ということで、副市長のほうに伺いたいと思います。先ほど退職者、18名くらい辞められて、50代、40代、20代の方も辞めておられるんですね。副市長になられて10年近くなってると思うんですが、以前は10代、20代、30代、よっぽど体調を崩された方とか心の健康が損なわれている方が多かったと思いますが、新しい仕事を見つけたので希望に向かって辞められるっていうのが最近少し目につくっていうか、増えたんじゃないかというふうな感じが私しております。各課におきまして人数不足という話をよく聞きます。人員は足りてるかという話を1番最初にしたときに、やっぱり少し人数がもう少しおってくれたほうがいい。会計年度の方も増えていると思うんですが、いろんな研修等と年で見ますと600万円から800万円ぐらいかけて職員研

修もされています。それによって質の向上も上がって、そのための研修ですからね。あると思うんですよね。そういうことを踏まえて、また昨年、その一昨年前からですか、職員募集のためのプロモーションビデオとか、そういうことも新たに始まりました。総合的に考えて、これからどのような方向に進んでいきたいのか、どう考えておられるのか、それについて副市長の口から伺いたいと思います。

副市長 職員採用、退職の問題に絡めて、今後の市の職員、市行政を担う職員のこれからと言いますか、今後のあり方についてのご質問でございました。時代の流れと申しますか、私、四十数年前にこの行政職、いわゆる公務員に採用されましたときは、この仕事を最後まで全うするということで、意気を感じてと言いますか、とにかく公のために尽くすんだというつもりでこの仕事を選んだものでございます。そういった私自身の感覚からいたしますと、最近の退職、先ほど 20 代の退職者が居るということも申し上げましたけれども、今、委員がおっしゃいましたように、最近是全国的に見ても、前に向かってと言いますか、別の仕事、いわゆる転職というケースが若い時分から出てきていますのは確かに事実でございます。それだけ、この行政という仕事に魅力がないのかと、私もちょっとどうかと思うところはございます。職員宣誓をして、日本国憲法を遵守し、そして公のために尽くすんだという宣誓をされて、この公務に入られた方々が、なぜ数年、10 年も満たない中で次の職場、新しい職場を目指して転職されるのか。私自身、古い昭和の人間でございますので、どういう感覚でいらっしゃるのかわからないのは事実でございます。しかし、そうした中であっても、先ほど 180 万円の補正予算のお話が出ておりましたけれども、この公務という仕事がどれだけ魅力がある仕事か、この令和の時代に、他の仕事と違ってどういう魅力があるのか。これをやはり、この時代に即した形で、前を向いて、しかるべき姿を若い方々に伝えていかなきゃいけない。これはこの時代になったからこそ、本当に懸命に考えていかないといけないというふうに思っています。しかもこの時代、SNS、そして DX 化、特に公務の世界にも DX 化という言葉が入ってまいりました。デジタル人材、AI、ChatGPT、いろんなものが、昭和の時代には考えられなかったものが出現してきた。こういった時代の背景も頭に入れながら、行政という仕事はどういうものかということも併せ考えていかないといけない。そして、それが最終的には市民福祉の向上につながるものであるということを考えつつ、新しい人材、若い人材をこの市役所に招き入れる、こういうことを日夜研究していかなければいけないというふうに思っています。そのためにも、180 万円、色々のご意見をいただきましたけれども、私から見ればなかなかよくできてるなあと。若い職員にインタビューをし、ここはこんなに魅力があるんだよということを全部聞き出してるんですけども、

「あ、そういう考え方で入ってるんだ、そして、今の仕事に生き甲斐を持って取り組んでいるんだ」ということを、私自身、ちょっと意外と言いますか、こういう人たちに支えられてるんだなっていうことで希望を抱いたところでございます。色々申しあげましたけれども、いずれにしても、この時代にそぐうた、令和の時代にそぐうた職員採用、こういうものを心がけてまいりますし、我々、庁内にいる人間も、この新しい時代、どう行政を考えていくべきか、常日頃から頭に入れながら職務に専念していかなければいけないというふうに考えているところでございます。

吉津委員長 今一度、総務課所管全般にわたりご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、総務課所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。再開を 11 時 5 分からとします。

— 休憩 10 : 51 —

— 再開 11 : 05 —

吉津委員長 次に、企画政策課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

企画総務部長 それでは、企画政策課所管につきましては、特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田中委員 決算書 71、72 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 2 目「文書広報費」説明コード 030、報告書は 14 ページです。シティプロモーション事業について伺います。SNS を活用した情報発信についてです。プラットフォームの特性に合わせた投稿を行ったと書いてありますけれども、一つの情報、それぞれのプラットフォームに発信するときに具体的にどのような工夫をされたのか、また、もう一つ、その中で改めて見えてきた課題などがあるのかお尋ねします。

シティセールス推進班長 本市では、Facebook と Instagram を活用して行政情報やイベントなどの情報を発信しております。同じ情報を各プラットフォームで分けて、情報発信をしていないんですが、行政情報など記事が多い投稿につきましては、主に Facebook で投稿し、Instagram ではイベントや市内の風景、季節の写真などを投稿し、視覚的な魅力を生かしてフォロワー数を増やす工夫をいたしました。ただし、一つのプラットフォームのみ利用されている方もいらっしゃる、必要な情報を届ける必要があると思いますので、現在は Instagram

にも行政情報などを投稿しております。課題につきましては、他市町を見ますと、行政情報用とプロモーション用のアカウントを分けて発信されることで多くのフォロワーを獲得している自治体もありますが、発信の方法について、これから LINE 公式アカウントの活用も含め、今後も研究していきたいと考えております。

田中委員 では、そののところ、続けてですけど、プレスリリース強化について本数と実績お伺いします。

シティセールス推進班長 プレスリリース強化の取組としましては、PR TIMES を活用しておりまして、令和 5 年度は 7 本のプレスリリースを発信しております。PR TIMES を活用することで、幅広いメディアへの情報が届けられると考えております。

田中委員 実際、この PR、プレスリリースに関して、ページビューというか、そういう数字っていうのは持ってらっしゃいますか。

シティセールス推進班長 令和 5 年度に発信したプレスリリースの中で、「やきとり JAPAN フェスティバル」のページにつきましては 1 万 1,271 人の訪問者がありまして、イベントにも約 5 万人が来場されたということで、効果があったものと考えております。

田中委員 前回の分科会でですね、その他のところなんですけども、中国地区大手企業への観光 PR っていうところですけども、マツダエースでの物販やチラシでの PR 活動、これについてはどのような成果があったのかお伺いします。

シティセールス推進班長 マツダエースでは、物販に加え、観光、ふるさと納税に関するチラシを配布いたしました。効果としましては、マツダの本社を置く広島県府中町のふるさと納税額が前年の 29 万 1,000 円から 106 万 9,000 円に増額しております。

田中委員 結構増えてですね、その時の審査、予算審査の時に、マツダの会社の保養所とかそういうことで長門市をご利用できないのかなということをちょっとお伺いした時には、シーズン終了後に込み入った話はしたいんだという執行部のお答えいただいたんですけれども、令和 5 年度、そのようなお話ができたのか、今後はどういうふうにマツダとお付き合いしていくのかっていうのを伺います。

シティセールス推進班長 昨年、お話をさせていただいた中で、マツダの保養所としての利用などはなかなかちょっと難しい状況だということなんですけれども、マツダ本社や試合会場でのプロモーションは可能ということだったので、今後もプロモーションについては積極的に実施したいと考えております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。

田村委員 シティプロモーションを実施をされるにあたって、いろんな情報、

いろんな媒体を使って発信をされてると思うんですけども、先ほど PR TIMES のレビューについてもあったんですけども、どういう情報発信をした時に、なんて言いますか、対象者と言いますか、どのぐらいのこうエリアの方が見られてるのかわかりませんが、どういう発信が長門市にとって強みであるとか感触がいいとかっていうふうなデータをお持ちでしょうか。

企画政策課長 プレスリリースの感触でよろしいですかね。プレスリリースサイトで、先ほど申しましたように、昨年度は 7 本のリリースをしております。いずれも、全国的にお客さんが呼べたり、そういった周知をできそうなものについてチョイスをしてリリースをしたところです。先ほど申しましたように、その中でも「やきとり JAPAN」が 1 番多く、訪問者数、ページビューも稼いでおりまして、その他実施したものについては、長門湯本温泉の冬の風物詩である「うたあかり」、それから「JAL 向津具ダブルマラソン」の募集、それから長門の「周遊観光タクシー」、そういったリリースにつきまして発信をしたところですけども、やはり観光系の情報についてはページビューが多い傾向があるように思います。

田村委員 説明資料の 14 ページにですね、事業の概要について書いてあるんですけども、地域の魅力を掘り起こし、地域内外へ広める、また、住民に地元の良さを再認識してもらうことで、地元への誇りと、郷土愛を育むこと、書いてあります。その成果について、Instagram と Facebook のフォロワー数とリーチ数をそれぞれ書いてあって、ものすごく伸びてるんですけども、これは大変な実績だなと思うんですけども、今後、こういったその手応えと言いますか、情報発信をした上で得られた手応えをどのように庁内で横断的に利用していかれるかという見解について、お尋ねいたします。

企画政策課長 主要な施策に載せておりますように、リーチ数なんかも非常に伸びました。内容についてはこういったものが伸びたかというのは把握しておるところでございます。これをどういった、今後、庁内のどういった形で連携をするかというところですけども、今年度になりますけれども、庁内で観光政策、また産業政策と企画政策、そういった政策の名の付く課での連携会議を開催したりして情報を共有することに取り組んでおりますので、そういった横での展開を図りながらこれからの情報発信については行っていきたいと考えております。

早川委員 今、田村委員も言われたんですけど、地域の魅力を掘り起こし地域内外へ広めるってあるんですけども、これ令和 5 年度、地域の新しい地域の魅力って掘り起こされましたでしょうか。

企画政策課長 そうですね、いろんな情報発信をさせていただいておりますけれども、市独自で例えば新年度、新規事業っていう形で、新規予算をいただい

た中で、それを実行する際に発信をすることもございますし、地域の中で新たな取組等が生まれれば、やはり広報やホームページ等通じてですね、取材をさせていただいて、皆さんにお伝えをしてきたかなと思っております。

早川委員 そのお答えの仕方を見るとなかなか難しかったのかなと思うんですけども、もう一つ、1番下に、先ほどもあったんですけど、物販活動実施っていうことがありますけど、この物販活動ってどういったものを令和5年度にされたんでしょうか。

シティセールス推進班長 令和5年度では、マツダ本社のほうでミニセンザキッチンというブースを設けさせていただきまして、センザキッチンで販売されている長門の特産物の物販をしています。

早川委員 ぜひそういう物販、ミニセンザキッチン、いい案だと思うんですけど、ぜひ今後新しい地域の魅力とかがあった場合には、何かこちらで、ながと物産と相談して、また別のものを作っていただいて、それを新しい魅力として発信していくっていう形はできるんでしょうか。考えられてますか。

企画政策課長 やはり我々、広報を担当しておりまして、情報っていうのは非常に大事にしておりますし、そういった鮮度、ニュースというところですけど、新しいものっていうものはやはり情報として価値があると捉えておりますので、そういったものについては随時連携をして取り入れていきたいと考えております。

早川委員 本当に今言われたように、情報って新しい情報と、あと追加、追加ってしていかないとやはり捨てられていくものなので、ぜひともそこは、物販にしても物販の方向にしても、場所にしても、色々と考えていっていただきたいと思います。これについてお願いします。

企画政策課長 委員おっしゃる通りですね、我々はそういった形で新しいものをとにかくPRするということできっちり出していきたいと思っております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。

田中委員 先ほど、田村委員も早川委員も言ってたんですけども、その情報発信をしていくこととか、郷土愛っていうところで、これからまた新しく予算組んで次の事業に向かっていただくところで、ちょっと1点だけ。今、私あまりよくわかってなかったんですが、実は長門から都会に出ている子どもたちに話を聞きますと、観光コンベンションさんかどこかが、毎朝の長門の空を、Instagram にあげてらっしゃる。これが朝の楽しみだっていう子が何人かいたんですね。そんなことが楽しいのかって、でも、それで帰りたいと思う、こっちで頑張ろうと思うんだっていう話をこの夏休みに何人かから聞きましたのですね。もちろん物販とかそういうことも大切なんですけど、郷土愛、帰ってくるとか、そういうこと考えますとね、そういうな、何気ない発信も大切だと思い

ますので、Instagram とか根気よくやっていただければなと思っておりますので、来年度よろしくをお願いします。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほか、ご質疑ございませんか。

田村委員 数字だけお尋ねをいたします。72 ページです。第 2 款、第 1 項「総務管理費」、第 2 目「文書広報費」です。010 広報紙発行事業なんですけれども、広報誌の発行部数をお尋ねします。

シティセールス推進班長 発行部数ですが、1 万 5,700 部となっております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほか、ご質疑はありませんか。

田村委員 それでは、決算書 78 ページです。第 2 款、第 1 項「総務管理費」、第 6 目「企画費」、060 地域おこし協力隊設置事業についてお尋ねをするんですけれども、令和 5 年度は、こういった地域課題であるとか行政課題であるとか、そういったものの課題解決に向けて募集をされたと思いますけれども、どのようにその目標が達成されていたのか、お尋ねいたします。

企画政策課長補佐 令和 5 年度の地域おこし協力隊の配置につきましては、継続の隊員と新規を含めまして 16 名の配置を予定しておりました。10 名を当初予定しておりました新規の隊員につきましては、自伐型林業、仙崎地区のみずぐ通りの活性化、俵山温泉の活性化、アウトドアの推進、キャリア教育の推進、畜産の推進、そして支援団体からの公募というところで 10 名ほど採用を予定しておりました。これにつきましては、新規採用はちょっと計画が予定通りに進まずに 2 名という結果になっております。

田村委員 なかなか応募がないのか、それともその採用に対しての基準が厳しいのかというところですが、その募集に関しての苦勞を、こういった苦勞があったのでしょうか。

企画政策課長 委員おっしゃるように、なかなか苦勞をしたところでございます。こちら、令和 4 年度につきましては比較的応募がございまして、SMOUT というスカウトサービスの活用を始めたり、そういったものも含めていろいろなサイトで募集をかけて、そこからの手応えというか反応もあったところでございます。令和 5 年度につきましても同様の手段で募集をかけていたところですが、これらにつきましてはなかなかそこからの反応が少し薄くて、令和 5 年度途中でコロナ 5 類になりまして、少し首都圏、回帰の動きも少し出てきたかなとは思いますが、そういった社会の動きもありながら、令和 4 年度同様の手段でやってまいりましたところ、こういった結果となったところでございます。

田村委員 アウトドアツーリズムとキャリア教育については、昨年採用がなか

ったということでしょうかね。では、この 2 つの地域おこし協力隊についてですけども、他部署の事業とも関係をしてきますけれども、他部署の事業に与える影響というのはあったのかなかったか。もしあったとしたら、どのようなものがあったのかをお願いします。

企画政策課長 やはり、それぞれのミッションで募集をして、そこに一人入るかどうかという部分については、他部署もしかり、受け入れる地域の方もしかり、大きな期待があったかと思います。やはり人口がどんどん減っていく中で、マンパワーが不足する地域が疲弊をしていくという状況の中で、人が一人入るかどうかというのは非常に大きなことだと考えております。私たちも、そういった地域の思いも受け止めながら、しっかり募集については頑張っているところですけども、採用内定を出しても、ほかのところに行かれたり、選考の途中で他所が決まりましたということで辞退をされるというケースもございます。残念ながら採用のほうには至らなかったというところがございます。

早川委員 今、採用をされてても断られるというときには、一応理由は聞かれるんでしょうか。

企画政策課長 なかなか深いところまでは聞けませんけれども、やはり個人的な理由でという形で深いところまでは聞いておりません。

早川委員 先ほど、一人採用する、採用して一人増えるというのも影響あるし、今ここには 4 名が昨年度退任されているというところなんですけど、これは一人減るということもすごく影響があると思うんですけども、この退任することでの弊害というのは、今まで、昨年度いろいろあったんだろうと、その 4 名に関してはありましたでしょうか。

企画政策課長 4 名の退任を出しておりますけれども、任期途中で退任をした隊員が 2 名、任期満了が 2 名出ております。任期満了につきましては、その後自立をされた方もいますので、そのまま継続して長門で事業をということにもつながりますが、やはり途中退任ということになりますと、そもそもその隊員が持っていたミッション、事業がやはりストップをするということで、弊害というか影響はあるかなと考えております。

松岡委員 地域おこし協力隊がなかなか応募がないというところで、これは全国的にちょっと地域おこし協力隊の何か人気下がっているとか、何かそういう要因をどうお考えなのかとちょっと聞きたいんですけど。例えば、県内他市だと山口市とか結構増えている状況にあるんだと思うんですが、やっぱりちょっと何か長門市の魅力が足りてないとか、何かいろいろ要因もあるとは思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

企画政策課長 まず一つ考えられるのは、自治体間の競争が年々激しくなってきたと考えております。実際、その地域おこし協力隊を受け入れる自治体

数も増加傾向にありますので、競争が激しいということで、もう一つは、長門市でやりたいというミッションを私たちが提案できるかという部分もあるかと思います。いろいろな反省、課題点がありまして、今年度につきましては、もう少しオンラインで説明会を開催したり、接触を増やすような機会を設けながら取り組んでいるところでございます。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありますか。

田中委員 決算書 75、76 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 6 目「企画費」、説明コード 040「定住促進対策事業」についてお伺いします。報告書の 15 ページの数字を見ますと、登録者とか相談件数とかどんどん伸びてきていて、令和 6 年度も補正が出たりとか色々してはいるんですけども、やはり空き家が足りないという問題があるんだろうと。これを何か解決するような方法というか、何か新しい、来年度、再来年度に向かって何か思いつかれているかどうかというのを、課の中で何か話し合いがあるのかお伺いします。

政策調整班長 空き家情報バンクに関連した施策としましては、令和 5 年度につきましては定住支援員を 2 名体制にしたりですとか、空き家情報バンクでは新たに VR システムを導入したり、あとは空き家活用事業の成約報奨金を新設するなど、空き家所有者へのインセンティブや移住相談体制を強化した結果、登録物件数自体は増加しているところです。ただ、報告書にも書いてありますけれども、利用希望者数に比べてはまだ物件登録数が不足しているという状況です。ちょっとまだ新年度の部分というのは、今からまた相談ということにはなるんですけども、移住者の増加に向けて、今後はこういった強化した制度の部分も含めまして、空き家情報バンクについて様々な機会を通じた情報発信に努めて、登録物件のさらなる増加を図っていきたいというふうには今考えているところです。

田中委員 予算書の中に認定 NPO 法人ふるさと回帰支援センター負担金 5 万円というのがあるんですが、こちらからのその問い合わせとかというのはございましたか。

政策調整班長 NPO 法人ふるさと回帰支援センターの負担金 5 万円についてですけども、こちらにつきましては、毎年ふるさと回帰支援センターが開催しておりますふるさと回帰フェアというフェアに出展をして、情報発信ですとか移住相談というのを行っております。このふるさと回帰フェアへの出展が会員優先で募集がかけられることになったことから、令和 5 年度、会員登録を行いました結果、負担金が発生したのになります。このふるさと回帰フェアにつきましては、毎年多くの来場者があるイベントで、令和 5 年度につきましては 2 万 1,429 人の来場者がありまして、長門市のブースにつきましては 17 件、29

人の移住相談を受けたところです。

企画政策課長 補足ですけれども、今、来場者につきましては、ふるさと回帰フェアというイベントについて来場がこれだけあったということですが、ふるさと回帰支援センターには山口県の移住相談員が常駐をしております、首都圏で移住を検討されている方々が相談に行かれます。その山口県の相談員から長門市のほうに、相談者が希望している地域が、長門市が合うんじゃないかというようなパスと言うか、相談というのはその都度、都度ございますので、そういった意味で、その相談員と連携をして移住相談を受けているところです。

早川委員 お試し暮らしコーディネート事業で、利用件数が 7 件あったと書いてあるんですけれども、これでこちらに移住してきたという方は、そのうち何人かいらっしゃるんでしょうか。何件かあるんでしょうか。

政策調整班長 お試し暮らしコーディネート事業で利用できる施設につきましては、令和 5 年度は俵山地区と向津具地区、あとは宇津賀地区、各 1 件ございまして合計 3 件の登録がございます。利用の実績といたしましては 7 件ございまして、そのうち移住につながったものは 2 件ございました。

早川委員 多分ここに書いてある分には、全部効果的なんだと思うんですけれども、この中でやっぱり 1 番、移住に関して、移住定住に関して、ここが 1 番、この施策がやっぱり 1 番効果的だなと思うところは、その見解というのはいかがでしょうか。

企画政策課長 どれが 1 番かということで、なかなかこれというのは難しいんですけど、まず一つは、やっぱり空き家情報バンク、住むところがなければ移住ができませんので、空き家情報バンクの運営というのは一つ大きな柱かなと思っております。もう 1 点あげるとすれば、やはり移住の相談体制、定住支援 2 名体制にして移住コーディネーターと一緒に相談を受けておりますけれども、やはりここで親切丁寧な対応をすることで移住相談、移住につながりやすい事業であるかなと考えております。

松岡委員 空き家バンクの登録物件が少ないというのが一つ問題とされているんですが、これはうちの周りでも空き家になっているけど、やっぱり空き家バンクをご存知でなかったり、帰省されて来られたときにお話をして、そういうのがありますよとご紹介したりはすることはあるんですけど、前に、山口市の二島のところをちょっと車で通っていると、「二島へ住もう。空き家バンクやってます」みたいな看板が設置されていたりしたんです。ちょっと、いや本市ではこの周知をするために、もっと積極的な色々な施策も必要じゃないかと思うんですけど、こういう空き家バンクを周知するための積極的な活動というのは、この令和 5 年とかというのはどういうふうにされていたんでしょうか。

政策調整班長 空き家情報バンクの登録物件を伸ばすための取組のご質問だと

思いますけれども、まず毎年 5 月に固定資産税の納税通知書を送付する際に、県外在住の納税義務者の方に対しまして、空き家情報バンクの登録の周知文、チラシを同封、約 1,700 件ほどしております。それと、あと市民の方につきましては、市の広報紙のほうに特集記事を掲載し登録を呼びかけるとともに、市民活動推進課との連携によりまして、自治会長集会ですとか、まちづくり協議会に参加させていただいたり、あとは集落支援員のほうを通じて情報提供を依頼しているところです。先ほど、今委員が言われましたところもちょっとまた参考にさせていただいて、ちょっとそういった情報発信の取組について、また検討していきたいと考えております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、企画政策課所管全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、企画政策課所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは、自席で待機をお願いいたします。

— 休憩 11 : 35 —

— 再開 11 : 36 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、財政課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

企画総務部長 財政課所管につきましては、特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 それでは、令和 5 年度決算におけるそれぞれの財政指標について、財政力指数や経常収支比率、経常一般財源等比率、それから公債費負担比率等ですけれども、これらの分析についてお尋ねをいたします。

財政課長補佐 令和 5 年度決算における各財政指標の分析についてですが、まず財政力指数につきましては 0.32 となり、前年度と同率となっております。財政力指数につきましては、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の 3 か年平均でございます。令和 5 年度単年度の数値は 0.32 と、これも前年度と同率となっております。次に、経常的な経費に経常的な収入である一般財源をどの程度充てているかを示す経常収支比率ですが、令和 5 年度は 94.7 パーセントと、前年度に比べて 0.5 ポイント上昇しております。これは、人件費や物価高騰による物件費、維持補修費等の増によりまして、経常経費充当一般財源が増加したことが要因となっております。次に、標準財政規模に占める経常的な

一般財源の割合を示す経常一般財源等比率でございますが、令和 5 年度は 101.8 パーセントで 1.5 ポイントの改善となり、3 年連続で 100 パーセントを上回ったところでございます。これは、普通交付税の増等によりまして、経常一般財源が増となったことや、標準財政規模が減少したことによりまして、比率の算定上 1.5 ポイントの改善となったところでございます。最後に、公債費負担比率ですが、これは公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合を示しておりますが、令和 5 年度は 14.5 パーセントと、前年度に比べて 1.0 ポイントの減少が改善でございます。これは、近年の市債の発行抑制に加えまして、償還が順次終了していることにより、公債費の減少が要因となっております。

田村委員 債務負担行為についてお尋ねをいたします。これは、地方債と同じように後年度の財政負担を伴うものであって、財政の健全性を考慮する上、運用する必要があると思いますが、それで決算監査審査意見書によると、普通会計の債務負担行為というのは、令和 6 年度以降に支出予定額が 27 億 8,874 万 7,000 円で、前年度に比して 12 億 4,482 万 2,000 円の増加というふうになっております。人口一人当たりの支出予定額が 9 万 192 円となって、前年度に比して 4 万 1,432 円が増加しておりますけれども、財政課としての、この令和 5 年度決算を踏まえた所見をお尋ねいたします。

財政課主査 債務負担行為につきましては、ご存じのように後年度における債務の負担を設定する行為で、契約等で後年度の支出が予想される場合に必要となります。予算の一部として議会の議決を要しているものでございます。この債務負担行為につきましては、大規模な事業の実施で期間が複数年に及ぶものや、指定管理料のように性質上契約期間が複数年にわたるものなどがあり、いずれにしましても将来の財政負担を伴うものとなります。令和 5 年度決算につきましては、油谷地区小さな拠点づくり推進事業や消防庁舎建設事業などが増加したことによりまして、令和 6 年度以降の支出予定額が増加しておりますが、今後も、まずは担当課から上がってくるものにつきまして十分審査をした上で、必要最低限の経費の計上に努めるとともに、適正な財政運営に努めていきたいと考えております。

田村委員 市債の現在高についてお尋ねをいたします。市債 191 億 8,122 万 1,000 円で、前年度に比べて 15 億 1,903 万円減少しております。人口一人当たりの現在高は 62 万 350 円で、前年度に比べて 3 万 3,397 円減少しております。財政課としての市債の状況についてどのような認識か、お尋ねいたします。

財政課長 本市の令和 5 年度末の市債残高につきましては、委員お示しのとおりでございますが、昨年度末に比較して約 15 億 1,900 万円の減となっております。市債の残高は、新庁舎建設に伴う市債の発行で令和元年度に一時的に増加したところですが、平成 17 年 3 月の合併以降、順調に減少してきており、約

100 億円程度市債を圧縮しております。これは、これまで行ってきました市債の発行抑制や積極的な繰り上げ償還が効果に表れていると認識をしております。市債の残高につきましては、財政健全化比率において将来負担比率の算定に影響することから、地方債の新規発行額と償還元金とのバランス、いわゆるプライマリーバランスを注視した市債の発行に努めていきたいと考えているところであります。

田村委員 私からこれは最後にお伺いします。地域活性化基金についてお尋ねをいたします。地域活性化基金の決算年度残高は 17 億 6,217 万 2,000 円で、当年度中に 2 億 4,615 万 2,000 円が減少しております。基金の状況を財政課としてどのように認識をしておられるのか。また、基金の今後の活用方法を具体的にどう考えておられるのか、お尋ねいたします。

財政課主査 地域活性化基金につきましては、令和 5 年度は 2 億 4,980 万円の取り崩しを実施しております。積立ての 364 万 8,431 円については、利子分が増加したものです。現在の基金残高は 17 億円を超える状況にあります。平成 28 年度に取り決めた地域活性化基金の活用方針に従って、適切に活用していく必要があると考えております。活用方法につきましては、地域活性化基金条例において、市民の連帯の強化及び地域振興に資する事業の財源に充てるとされており、具体的には地方債の適債性のないハード事業や産業振興、子育て支援を中心としたソフト事業に充てることとしております。

重村委員 それでは 1 点だけお尋ねをいたします。決算書類の中で一つ配られています。長門市財政健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書というものがあります。ここに、ページで言うと 4 ページにグラフが出ておりますけれども、健全化判断比率には 4 つの指標を用いて行政事務の上では判断をしていくということになってます。この中で、今年度初めて、令和 5 年度を終えたところで、将来負担比率、これがグラフを見ても 0 ではなくマイナスということで、本来であれば発生してないので数値がないというような状況で示されるのですが、今回マイナスに、数値が低くなってるということで、あえてマイナス 12.0 という数字も補足的に記載をいただいています。これで、この 4 つの指標の中では令和 5 年度決算を終えたところでは、実質公債比率のみが数値としてあると。他 3 つは数値として存在しないという状況になってます。これに関して長門市政初めてのこともかもしれないなって私は思ってるんですけど、そうでもないですか。この数値がなくなったということに対して、財政課、担当される課としてどのような見解を持たれてるのか、所見をお尋ねしたいというふうに思っています。

財政課長 今年度初めて将来負担比率の数字が出てきておりませんが、これは、今監査から配られておりますとおり、要は実質的な負担が発生していないため、

数字として表れてきておりません。実質的な負担がないということにつきましては、いわゆる将来負担額といたしまして、地方債の現在高、公営企業等の繰り入れ見込み額、そして退職手当負担見込み額、これの合計額を充当可能財源、充当可能基金、そして充当可能特定歳入、そして基準財政需要額算入見込額、こちらの合計額が上回っているという状態を指しております。この充当可能財源が上回っているという状況につきましては、基金の残高が増えたため、昨年度で言いますと財政調整基金が 7 億円以上積み立てております。地域活性化基金は取り崩しておりますが、差し引きでも 5 億円以上基金が増えておるという状況でありますので、充当可能財源が増えたということでございます。県内他市におきましても、将来負担比率が出ていない団体というのは結構ありまして、近隣で申しますと萩市さん、そして防府市、岩国市や光市が出てきておりません。そういった意味で、やはり最近の基金の残高が増えてきたということが影響してきているというふうに思っておりますので、数字が高くなるよりは出ないほうがいいかなというふうな見解を持っています。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほかに、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、財政課所管全般にわたりご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、財政課所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは、自席で待機をお願いいたします。

— 休憩 11 : 49 —

— 再開 11 : 50 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、監理管財課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

企画総務部長 監理管財課所管につきましては、特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 それでは 74 ページ、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 5 目「財産管理費」です。説明コード 015「市有財産利活用事業」の施設等解体撤去工事について、この内容と時期をお尋ねいたします。

監理管財課長 この事業は、旧川尻小学校の解体を行ったものになります。令和 4 年度に最初は取りかかったんですが、令和 5 年度までの繰越事業となっております。全体事業費としては 5,612 万 2,000 円となっております。

田村委員 撤去工事の時期はわかるでしょうか。

監理管財課長 最終的に解体が終わったのが令和 5 年 5 月に完了いたしております。

田村委員 おそらく令和 4 年度の審査のときに伺ったと思いますが、跡地利用について何か予定はあったのでしょうか。今どうしてらっしゃるのでしょうか。

監理管財課長 解体撤去後の跡地利用につきましては、解体工事を開始する前と後に油谷支所を通じて地元自治会に地元での有効な活用ができないか、お話をしておりますが、なかなか有効な利活用が見出せておりません。さらに、新たに市の事業用地として利用も見出せない状況であることから、財政状況が厳しくなることも鑑み、財源確保の観点から、公売による売却や貸付希望がございましたら、内容審査等を行い、貸し付けることとしております。

田村委員 これ監理管財課じゃなかったらすいません。70 ページです。第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 1 目「一般管理費」のマイクロバス運転委託料になります。こちらは監理管財課でよろしかったですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では何人ぐらい、どこに委託をされてらっしゃるのか。個人なのか事業所なのか、それから何人ぐらいいらっしゃるのかということについてお願いします。

監理管財課長 市内のバス事業者に委託しております。何人というのは運転手さんの数ということですか。

田村委員 事業所に委託をしているということで、何人かはなかなか把握できないだろうと思います。我々、地域公共交通を所管事務調査でやっておりまして、いたるところの事業者聞くのが運転手の不足ということをやっているんですけども、マイクロバスの運転業務に関して、その運転手さんが不足であるとか、なんかそういった影響があったりっていうのはあるのでしょうか。

監理管財課主査 マイクロバスの契約を結んでおりますので、事前に行程等を、業者さんに配布をしておりますので、運転手さんが不足するということは特にはありません。ただ緊急に、来週とかそういうことがあれば、なかなか難しい面はあろうかとは思っております。

田中委員 歳入で一つ。決算書 49、50 ページです。第 18 款「財産収入」、第 2 項「財産売払収入」、第 1 目「不動産売払収入」、この内容をお尋ねします。

監理管財課長 不動産売払収入の内訳でございますが、846 万 1,955 円のうち、監理管財課分は 640 万 4,024 円で、内容といたしましては旧三隅給食センター跡地を公売した分が 364 万 7,451 円、旧俵山駐在所跡地公売分が 266 万 1,720 円、その他法定外公共物いわゆる赤線、青線の用途廃止に伴う売払が 1 件で 9 万 4,853 円となっております。

重村委員 主要な施策の報告書の 13 ページの LED の件は代表でいいのかな。監理管財課で。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは説明資料は 13 ページに入って

ます。それで、各課のところでの LED のリース料とかいうのは上がってきておりますけど、監理管財課ほかということで、代表でここで聞かせていただきます。これ決算額 620 万 6,783 円ということで、説明資料の中に電気料金に換算すると削減額は 1,193 万 1,043 円ということで、これ簡単に考えて 620 万円前後の投資をして 1,200 万円弱の削減が得られたというふうな認識をしてよろしいですか。

監理管財課長 主要な施策の報告書に記載しております電気使用削減量等の数値は、施設ごとの改修後の数値を積み上げたものとなっております。年間で試算いたしますと、今回の 30 施設で電気使用削減量が約 67 万 9,000kWh の削減、CO2 の削減量では約 370 トンの削減となっております。さらに、現在の電気料金単価で試算しますと、年間約 2,800 万円の電気料金の削減効果があったものと試算しております。

重村委員 私のちょっと解釈が悪いのかもしれないけど、この事業をやって、当然工事費とかがあつて、効果はこうありましたよということで。これからは、そのリース料っていうのが必ず毎年かかってくるはずですよ。それとの対比ということで、この事業を見られた資料っていうのはまだ今後ということで、ないということでよろしいですか。

監理管財課長 この度の 30 施設の LED 化に伴い、リース期間 10 年間の総額で 1 億 3,449 万 7,440 円のリース料が必要となります。先ほどお話ししました現在の電気料金単価で試算いたしますと、年間約 2,800 万円の電気料金の削減効果があることから、5 年弱で経費が回収でき、残りの 5 年強の期間は無償で保証による保守が得られることとなっております。またリース期間満了後は機器の無償譲渡が受けられることとなっておりますことから、本事業の有効性は高いと考えております。

重村委員 この決算書のこの報告を受けると、こういう事業っていうのは、これから財政のことを考えると推進していくべき事業であろうというふうに思いますが、まずはその公共的な施設、それから小・中学校を中心にやられましたけど、今後、監理管財課としてこういうところに、この事業を延伸と言いますか、応用していくといいんではないかというようなことが考えられてるかどうか、それだけ確認をして終わります。

監理管財課長 令和 6 年度におきましても、現在 16 施設 29 か所の整備を行っております。令和 5 年度、令和 6 年度で事業効果が高いと見込まれる施設を優先的に行って LED 化による効果を期待し、整備しておるところですが、スイスにおいて開催された水銀に関する水俣条約第 5 回締約国会議において、水銀添加製品である一般照明用の蛍光灯を、その種類に応じて 2025 年末から 2027 年末までに製造及び輸出入を段階的に廃止することが決定されました。そこで、

これまでの事業効果の高いと見込まれる施設から改修を進めていく考え方ではなく、未整備の公共施設のうち、廃止期限の早い照明を有する施設から順次整備していくなど、公共施設等総合管理計画、アクションプランに沿って計画的に進めていきたいと考えております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほかに、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、監理管財課 所管全般にわたりご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、監理管財課所管の審査を終了します。午前中の審査はこの程度にとどめ、暫時休憩いたします。再開を 13 時からいたします。

— 休憩 12 : 02 —

— 再開 13 : 00 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、税務課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

企画総務部長 それでは、税務課所管につきまして補足説明を申し上げます。こちらは歳入になりますが、決算書の 13 ページから 16 ページ、第 1 款「市税」では、前年度と比較しまして約 779 万円の減収となっております。これは、法人市民税が企業の業績により 1,680 万円の増収となり、また、固定資産税の現年分収納率が改善したことなどから固定資産税が 1,633 万円の増収となりましたものの、令和 5 年度から課税を廃止しました都市計画税が 3,856 万円の減収となったことが要因でございます。また、収納率については、市税全体で 95.2%と前年度に比べ 0.4 ポイント改善しており、収入未済額は 1 億 3,297 万円となりました。最後に、収入未済額が減少した要因といたしましては、本会議質疑でもご答弁を申し上げました通り、不納欠損の処理を行ったことと合わせ、収納率の上昇によるものでございます。以上で補足説明を終わります。

吉津委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 それでは、ゆっくりお伺いしたいと思います。決算でございますので、令和 5 年度の市税について総括をお尋ねいたします。

税務課長 令和 5 年度の市税の収入につきましては、決算書 4 ページですが、調定額 37 億 2,961 万円に対しまして、収入済み額は 35 億 4,915 万円で、徴収率は 95.2 パーセントとなり、令和 4 年度より 0.4 パーセントほど上昇しています。各税目の主な増減につきましては、先ほど企画総務部長の補足説明いたしました通りであります。また、収入未済額は 1 億 3,297 万円となり、令和 4 年度に

比べ 4,324 万円減少しております。徴収率につきましては、固定資産税の滞納繰越分が多数を占めるため、大幅な収納率の向上は難しいと考えておりますが、税の公平性を担保するため、滞納者の自主的な納付を促すことを目標としつつも、個々の実情に合わせまして、地方税法に基づく徴収猶予や減免制度の適時適切な活用を図りながら、法に基づく公正公平な債権管理に取り組んでまいりたいと思っております。

田村委員 それでは続きまして、令和 5 年度決算書の 13 ページ、14 ページです。法人市民税の現年課税分が調定額で 1,680 万 1,000 円増額しております。また、令和 5 年度決算資料、市税の概要の 4 ページにおきまして、固定資産税の調定が土地で 454 万 7,000 円の減額、家屋で 737 万 5,000 円の増額になっておりますけれども、その要因についてお尋ねをいたします。

税務課長 法人市民税の増額につきましては、企業の業績が良くなっているものと判断をしております。また、固定資産税の土地につきましては、下落幅は緩やかになりましたが、依然として土地の価格は下落傾向にあり、調定が減額となっております。家屋につきましては、新增築家屋の増加によりまして調定が増加しております。

田村委員 続きまして、市税の滞納額の合計金額 1 億 3,297 万 1,000 円の内訳をお尋ねいたします。また、市税の収納率が 95.2 パーセントとなっており、0.4 パーセント良くなっておりますけれども、これをどのように分析しているか、お尋ねをいたします。

税務課長 収入未済額につきましては、令和 5 年度一般会計歳入歳出決算書 4 ページに記載がございます。市民税 1,451 万 4,000 円、固定資産税 1 億 1,125 万 8,000 円、軽自動車税 85 万 7,000 円、入湯税 59 万円、都市計画税 575 万円となっております。徴収率につきましては、固定資産税の滞納繰越分に左右されることとなりますが、今後とも、債権管理マニュアルに基づいた適正で公平な事務の執行に努め、徴収率の向上を目指し、収入未済額を縮減したいと考えております。

田村委員 それでは、決算審査意見書 4 ページです。一般会計の状況として、不納損額は 4,748 万 6,000 円となり、前年度と比して 2,981 万 2,000 円、168.7 パーセント増加していると記載されておりますが、不納欠損の内訳と増加の理由についてお尋ねをいたします。

税務課長 不納欠損の内訳といたしましては、地方税法第 18 条執行停止後時効によるものが 310 万 2,000 円、地方税法第 15 条の 7 の第 4 項執行停止後 3 年が経過したものが 4,364 万 1,000 円、同じく第 5 項即時欠損が 74 万 1,000 円となります。増加理由といたしましては、前年度、令和 4 年度と比して、地方税法第 15 条の 7 第 4 項の執行停止後 3 年を経過したものが 4,126 万 6,000 円増加

したことによるものであります。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。なければほか、ご質疑はありませんが。

重村委員 じゃあ、一つ二つほど。市税の確か収入未済額については、先ほど見解もございますけど、ちょっと改めてもう 1 個、都市計画税っていうのは、令和 5 年度から廃止になりましたよね。ここのですね、この欠損額等を見ても、その長門市としては、都市計画税の品目がなくなるっていうことはないですけど、廃止になって、なお、その収入未済額が、令和 5 年度決算で 575 万 638 円程残ってるということで、これを見ると不納欠損で、令和 5 年度のところで 277 万円もの不納欠損額で処理したにも関わらず、これだけあるということで、ほかの税っていうのは、固定資産税にしても何にしても、こう未だに制度としてきちんとあるから、お支払いっていうのは、現年分を含めてプラスという形で、ご依頼もできるかと思うんですけど、この都市計画税の、もう過年度分の収入未済額について、行政側としては、都市計画税を廃止したという観点からね、非常に徴収について考慮されないといけない部分もあるのかなと思うんですけど、ここでの見解をちょっと確認させてもらっていいですか。

税務課長 都市計画税は廃止になりましたが、長門市債権管理マニュアルに則りまして、滞納処分を行った上で適正に処分していきたいと思っております。なお、都市計画税につきましては、過年度遡及課税というのもございます、5 年時効でございますので、税自体は残っております。5 年後までですね。

重村委員 もう 1 点。こちらの、監査員の資料の中、ちょっと開くと 19 ページに載ってるんですけど、都市計画税、こう廃止になったにも関わらず、減免課税分としてね、1 万 3,900 円ほど、調定額と収入済額ということで、御一方だと思うんですけど、これ非常に異例なケースと思うんですけど、どういうパターンで調定額が発生して納めていただいているのか。

税務課長 先ほども申し上げましたが、都市計画税につきましては、5 年遡及して課税、課税漏れということがございまして、5 年遡及して、家屋が主でありますけれども、家屋の課税を令和 2 年度から、まだ課税させていただいております。以上でございます。（「その漏れだったということ」と呼ぶ者あり）漏れも含めて大部分が漏れ、課税漏れ、課税誤りということになります。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。なければほか、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、税務課所管全般にわたりご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で税務課所管全般の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員は、自席で待機願います。

— 休憩 13 : 08 —

— 再開 13 : 09 —

吉津委員長 休憩前に引き続き、会議を始めます。次に、防災危機管理課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

企画総務部長 続きまして、防災危機管理課所管につきましては、特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

田村委員 決算書 98 ページで、説明資料が 30 ページになります。第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 17 目「防災対策費」、900 の防災対策費の中にあります防災備蓄整備事業について 2 つほどお尋ねをいたしますけれども、これ説明資料のほうにあるんですが、避難先として想定される主要避難所及び避難場所 23 か所に備蓄というふうにあります。これ、中身を具体的にどこに、どこにと言いますか、どういうふうに振り分けているのか、この 23 か所に均等に振り分けているのか、それとも何かこう意図して量の配慮があるのかということについてお尋ねいたします。

防災危機管理課長 まず、23 か所というのが指定緊急避難場所の 8 か所、それから指定避難所の 15 か所ということで、合計 23 か所となっております、中身の振り分けということでございますけれども、これにつきましては、保管場所はですね、キャパがどうしても違うということがありまして、分散備蓄には努めておるんですけれども、それぞれ内容によって食糧品を主には備蓄しておるということなんですけれども、場所ごとにそれぞれ異なっておるということでございます。

田村委員 ということは、23 か所全部に満遍なく配置してあるわけでは、備蓄してあるというわけではないということですか。

防災危機管理課長 今後は、分散備蓄には努めていくようには今しておるんですけれども、どうしても容量に違いがありますので、その辺りは、容量が大きいところについては多く備蓄になろうかと思っております。

田村委員 それでは、その避難所、そして想定をされる主要避難所であったり避難場所であったりのお近くの住民の方から、何かこう備蓄があったほうがいいんじゃないかというふうなご意見があったりとか、そういうことはなかったですか。

防災危機管理課長 避難した方々に、基本的には備蓄を提供するというにはなっておるんですけれども、近くの住民からということですが、そういったご意見等は、特にお声は聞いてはおりません。

田村委員 先日も避難所が開設をされまして、これ令和 5 年の話なんであれなんですけど 基本、避難所にこう避難をされる方っていうのは、食料ですとか飲み物であるとか寝具であるとかっていうのはご自身で持っていかれるようになってますよね。食料の提供ないということですけども、これ、どういう場面であればこの備蓄を使うっていうふうになってるでしょう。

防災危機管理課長 備蓄の提供なんですけども、基本的に自主避難所の開設となるとですね、それはご自身で備蓄なり寝具等を持ってきていただくということにはなるんですけども、警戒レベル 3、高齢者等避難で、こちらの避難情報を出して避難所を開設するということになれば、備蓄を提供するということにはなりません。

田村委員 でしたら、ちょっとまたあれですけど、令和 5 年度に避難所開設、1 回か 2 回ぐらいだと思うんですけども、その際に提供された備蓄の量はどれぐらいだったんでしょうか。

防災危機管理課長 これまで、避難所開設した場合なんですけど、備蓄は必要であるという方に対しては、提供しておるんですけども、具体的にどれだけしたっていうのは今資料持ってきておりませんので お答えできないんですけども、備蓄自体は提供いたしております。

田村委員 避難してこられる方が多分 20 人に満たないぐらい、年間でだったろうと思いますので、備蓄を使ったとしてもそんな数でもなかったのかなというふうに思いますけど。では、ちょっと次の質問に移るんですけども、ローリングストックのことですかね、書いてあります。賞味期限と使用期限の迫ったものを年次的に更新し、防災訓練等で活用するというふうに説明資料に記載をしてありますけれども、これはどういったもの、どういった活用というか、どういった使い方で消費をされているんでしょうか。

防災危機管理課長 食糧品、それから水についてはですね、基本的には消費期限が 5 年となっておりますので、消費期限の迫ったものについては、防災訓練等もしておるんで、そちらでも活用もいたしたりしております。あと、防災講座等も行った時に、その使用できるものがあればそれも使用をしているということでございます。

田村委員 それは防災訓練ですとか、その防災講座で使い切れるぐらいの量ですか、備蓄の量っていうのは。

防災危機管理課長 使用期限があくまで迫ったものという考え方で、量がどのぐらいあるかっていうのはその時点になってみないとわからないんですけども、たまたまタイミングが合えば使用できるということでございます。

田村委員 でしたら、1 階ロビーにフードロスの幟が立ってますんで、ちょっとそれで重ねてお伺いするんですけど。ということは、全て訓練に回すなり、何

かで調理、何かで調理っていうのは、その何かがあれば教えていただきたいんですけど、なんていうか、廃棄されずに利用されてるっていうふうに思っていますか。

防災危機管理課長 全てをこの訓練等に利用しているっていうわけではなくて、中にはやはり活用事がなくて廃棄ということもございます。

早川委員 今、廃棄もあるっておっしゃったんですけれども、これ今、事業の成果、課題の中に、アルファ化米を 600 食、保存水を 2,400 本、毛布が 110 枚、これどれぐらいの頻度で更新されるんでしょうか。

防災危機管理課長 備蓄品の更新の頻度ということだと思えますけれども、食糧品とか水も含むんですけど、についてはどうしても 5 年のスパンがありますので、その 5 年、毎年毎年更新していくという形になります。それと、テント等、こういったものは使用期限がございませんので、これは目標に到達するまで備蓄していくという考え方で行っております。

早川委員 じゃあ 1 年ごと、少しずつずらして食糧品等は更新していくっていう形でよろしいでしょうか。

防災危機管理課長 今回、アルファ化米 600 食、それから保存水も 2,400 本買ったんですけれども、これが 5 年後にはまた 600 食が消費期限迎えると。600 食分が保存、消費期限を迎えるということで、そういったのをまた継続的にまた 600 食をまとめて買うというあたりでローリングいたしております。

早川委員 じゃあ 5 年に 1 回換えるっていうことなんですかね。

防災危機管理課長 今回購入した分については 5 年に 1 回ですけど、毎年毎年それが更新と言いますか、消費期限を迎えるんで、毎年継続的には購入をいたすということになります。

早川委員 先ほど田村委員も言われたように、廃棄する分であれば、多分そのフードロスっていう観点からどちらかに寄付されるなり、あとこちらのこの備蓄品っていうか防災の広報の材料としても今年これだけありますとかっていう広報っていうか、市民の方に取りに来てくださってというところで持って帰ってもらおうとか、存在を知っていただくという広報の仕方もあるとは思いますが、ただのって言うんですかね。その賞味期限は迫ってるけれどもっていうところの考え方はないでしょうか。

防災危機管理課長 これ数がそこまで多くはないんで、基本的には訓練なり、私どもが実施する防災講座等で期限が近いものについては使用していきたいと思っておるんで、なかなか多くはないということで難しいんじゃないかなというふうには思っております。

田中委員 同款、同項、同目になりますが、015「防災対策事業」の自主防災組織育成補助金なんですけれども、予算では 137 万 3,000 円ついてたんですが、

途中減額されまして、決算では3万600円というふうになっております。育成事業なので、これだけあまり使われなかったということは、あまり育成されなかったのかなというふうに捉えるんですが、その辺の要するに状況と、それから見解をお伺いします。

防災危機管理課長 自主防災組織育成事業につきましては、委員おっしゃったように当初では設立に6組織、それから既存の防災組織に対する活動費の補助につきまして5組織、それから資機材備蓄の購入補助については6組織、それから防災士の資格補助として3名を見込んでおったところでございます。しかしながら、実績としては新規の設立はございませんで、活動経費に対する補助は、訓練等に対する補助で2組織、これが決算となっております。自主防災組織の設立には時間を要するということもございまして、なかなかすぐに設立というふうにはつながってはおりませんけれども、今後も継続的に自主防災組織の必要性、重要性等について丁寧に説明しながら、設立の促進を図ってまいりたいというふうに考えております。また既存の防災組織、こちらについても、引き続きまして持続可能な自主防災組織となるように訓練等を支援しながら地域防災力の向上につなげてまいりたいというふうに考えております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほかに、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、防災危機管理課所管全般にわたり、ご質疑はありますか。ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、防災危機管理課所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は自席で待機をお願いします。

— 休憩 13:24 —

— 再開 13:25 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、デジタル戦略課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

企画総務部長 デジタル戦略課所管につきましては、特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

田村委員 それでは決算書の88ページです。第2款「総務費」、第1項「総務管理費」、第9目「電算管理費」、015「デジタルトランスフォーメーション推進事業」についてお尋ねをいたしますけれども、説明資料には、令和5年度は「長門市DX推進方針の抜本改訂や組織再編のほか、ビジネスチャットツールや生成AI（ChatGPT）の試験導入及びマニュアル整備等を行い、DX推進体制の充実強化を

図った。今後は、この体制のもと、デジタル化の浸透による持続可能な地域づくりを着実に、そしてスピード感を持って推進していく必要がある」というふうに説明資料には書かれております。令和5年3月の予算審査の際に答弁をされておりました、「デジタルトランスフォーメーション推進事業につきましては、引き続き地方自治体情報システムの標準化、共通化を進めるとともに、書かせない、待たせないスマート市役所の構築等に必要な経費を計上している」というふうに答えております。その書かせない、待たせないっていうのがわかりやすいんですけれども、これ令和5年度ってどのぐらい、そのシステムを構築されたのか、お尋ねをいたします。

デジタル戦略課長 令和5年度に書かせない窓口につきましては、予算においては令和6年度予算で計上しております。ただ、この研究だとか、いろいろな調査、これについては令和5年12月から始めておりました、そういったことで、予算なしで実施しているところです。令和5年度につきましてはですね。よろしいですか。

松岡委員 長門市 LINE 公式アカウントの導入というところで、非常に他市の公式アカウントもいろいろ見れるようにして、比較しても長門市の内容すごい充実しててわかりやすいなと感じております。今、このアカウントはどれぐらいの人が利用されているかっていうのを教えてください。

デジタル戦略課主査 現在、登録者数は約4,500人となっています。

松岡委員 次にビジネスチャットツールや生成AI（ChatGPT）の試験導入やマニュアル整備を行ったとありますけど、この辺り、どういう効果があったのかっていうのをちょっと具体的に説明いただけますか。

デジタル戦略課長 令和5年度については、予算はございませんけれども、ビジネスチャットツール、LoGo チャットというものを試験導入いたしております。そして生成AIにつきましてもそのLoGoチャットの中の機能としてマニュアルを作って、全職員向けに試験的に使っていただくといったようなことをやっております。これの二つにつきましては、令和6年度から本格導入をしております。現在、各職員が使えるように研修などを行っておるところでございます。

田中委員 予算書のデジタルトランスフォーメーションのところのそのシステム使用料なんですけれども、予算審査よりも随分減額になっておるんですが、この要因を教えてください。

デジタル戦略課長 デジタルトランスフォーメーション推進事業のシステム使用料につきましては、LINE 公式アカウントの使用料でございます。これにつきましては、当初予定していたよりもプロポーザルの競争において、提案価格が少なかったということと、もう一つは導入時ライセンスを、お金をお支払いするわけなんですけれども、年度単位で一括にライセンスを買うという、使わせても

らうというような予算時は計画でありましたけれども、実施しておりまして月単位で、ライセンス数が決められるということですので、事業の進捗に合わせて必要な分だけ、取組の進捗に合わせて必要な分だけ使っていくと。それから拡大していくということになりましたので、その分、予算の不用額が残ったものでございます。

重村委員 ケーブルテレビは大丈夫ですよ。それじゃあ歳入のところ。決算書は 22 ページになります。第 1 目「総務使用料」のケーブルテレビ使用料です。これは過年度分ということですから、指定管理をながとてれびに出された以前の多分使用料滞納分がこのまま残ってると思うんですけども、これの決算書を見ると、調定額 220 万 9,200 円、ケーブルテレビで言うんですね。インターネットが 73 万円少し。この令和 5 年度の収納っていうのが 0 円。なんて言うんですか、納めていただいてない額っていうのは、担当課のほうで指定管理に出す以前の多分未済額だから責任を持って徴収していくという立ち位置にあると思うんですけど、私、令和 5 年度でね、収納が 0 円っていうのがね、何件かでも納めてもらうということが私は発生してもおかしいんじゃないかなって思うんですけど、これ、見解として担当課はどのようにされてますか。

デジタル戦略課長 この調定額につきましては、委員おっしゃるとおり指定管理制度を導入する前の、平成 29 年 9 月までの滞納分になっております。そのほとんどが死亡や転出など債権者の所在が不明というところで、債権額と取り立てに要する費用を精査した上で、長門市債権管理条例に基づき令和 4 年度をもって全額を徴収停止としておりますので、現在、徴収活動は行ってないところでございます。

重村委員 ということは、今年度のところではあれだけど、時間が経過したところで不納欠損として処理されるという案件になろうかと思うんですけど、このほとんどの方が転出なり、居場所不明なり、請求するところがなかなか掴めない。死亡なり、死亡はもう難しいけど、1 件も今現在もケーブルテレビに加入してる人っていうのはお一人もいらっしやらないという判断でいいですか。この中に継続してながとてれびが今指定管理はしてるけれども、そこに移行して、今の料金はケーブルテレビでちゃんと払いながら見てるっていう人はいらっしやらない、一人も。私、確かにそうやって、死亡とか転出でどうしても追っかけられない。それでお一人の額っていうのも、そんなに、うん十万円っていう、40 万円も 50 万円もっていうことはないでしょう。お一人が数万円単位だろうからね。あれですけど。例えばお一人でも、今現在も実はケーブルテレビ見ると。例えばそれとか世帯主が変わって、という方には、今ながとてれびからはちゃんと現年分の請求が行ってるはずですからね。そこにやはり同封をして納めてもらうと。分割払いでいいから。だから月々が 4,000 円なんぼならプラ

ス 5,000 円ほど一緒に請求しますよってというような形もね、そういう私は努力を見せてほしいっていうかですね。いや、全てが、ほんとに死んだりとか転出で、もう本当に難しいんですと言うのなら、これは仕方ない部分もある。だけど、やはり指定管理者制度導入して、長年、やっぱりずっとこうやって収入未済額として、それで調定額上げて、いや、今年も 0 円です。ってというのがね、私はやっぱり料金のそれ不当に請求するわけじゃないですから。やっぱりそういう努力の跡っていうのは、私は見せてほしいというふうに思うんですけど、ちょっと見解だけお願いします。

デジタル戦略課長 今、直ちに一人もいないか、今ケーブルテレビを見られている方で、過去滞納があった方が一人もいないかと言われますと、ちょっと手元に資料がございませんのでお答えが難しいところですが、令和 4 年度から時効の 5 年を過ぎるあたりから徴収停止をかけております。その前の令和 3 年度までは徴収活動をしておりまして、令和 3 年度までについては多くはございませんけれども収入をしております。徴収停止と同時に、該当者から言いますと時効の援用の主張がございますので、その手続きを機に徴収を停止しておるところでございます。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありますか。

田中委員 事業コード 700「ケーブルテレビ施設維持管理費」のところなんです、令和 5 年 12 月に日置支局のサーバー室の空調機器故障で更新されたと思います。大体 700 万円ぐらいだったと思うんですが、実際どのぐらいの費用がかかって事業を終わられたのかお伺いします。

デジタル戦略課主査 12 月の補正で 711 万 7,000 円の予算措置をしておりまして、執行額は 609 万 4,000 円の執行になっております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はございませんでしょうか。

田村委員 決算書 88 ページ、ケーブルテレビです。第 10 目「ケーブルテレビ放送費」、説明コード 900「ケーブルテレビ放送費」のケーブルテレビ放送番組審議会についてお尋ねいたします。委員報酬 3 万 5,000 円と費用弁償 3,060 円が決算書に記載されておりますけれども、番組審議委員会というのを行われていると思います。中国総合通信局に出すんですかね。そちらですけれども番組制作について寄せられた意見、主なもので結構です。どのようなものがあったのかということについてお尋ねをいたします。

デジタル戦略課主査 委員から寄せられた意見につきましては、まず自主制作番組に関するご意見をいただいております、この令和 6 年 3 月の会議においては地域の伝統行事、こういったものを丁寧に取り上げていただいております。

域に密着するテレビ局として大変いい企画であると、そういったご意見をいただいているほか、ほっちゃニュースでは普段生活で接することのない情報、例えば畜産団地ができましたとか、そういったことをニュースで取り上げていただけるということで様々な情報が入ってくるということで、大変良い取組だということでご意見をいただいております。また、取り上げるテーマとして、例えば最近ですと自主防災組織等の防災意識の向上、こういった声が多いということで防災をテーマに定期的に放送などを組んでほしいと、そういった声をいただいております。

田村委員 なかなか高い評価ということですがけれども、ちなみに番組審議委員さんは何人ぐらいいらっしゃるんですかね。

デジタル戦略課主査 現在、番組審議会の委員さんは 8 名委嘱をしておるところでございます。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありますか。（「なし」呼ぶ者あり）今一度、デジタル戦略課所管全般にわたり、ご質疑はありますか。（「なし」呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、デジタル戦略課所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆様は、自席で待機をお願いします。

— 休憩 13 : 41 —

— 再開 13 : 42 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、都市建設課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

建設部長 それでは、都市建設課所管について補足説明いたします。決算書では 221 ページから 238 ページの第 8 款「土木費」うち、第 1 項「土木管理費」から第 5 項「都市計画費」までとなり、主要な施策の報告書では 141 ページから 149 ページに事業実績等を記載しております。次に、決算書 295 ページから 298 ページの第 11 款「災害復旧費」のうち第 3 項「公共土木施設災害復旧費」となり、主要な施策の報告書では 169 ページに事業実績等を記載しております。続きまして、主要な施策の報告書のうち執行率が低い事業につきまして説明させていただきます。主要な施策の報告書 142 ページの過疎対策事業について執行率が 42.2 パーセントとなっておりますが、これは市道津黄線落石対策工事において、当路線が元乃隅神社への観光ルートとなっていることから、周辺交通環境に配慮するため関係機関と協議したところ、工事抑制期間を設けるなどしたため一部事業費を翌年度へ繰り越したことによるものと、橋梁補修工事にお

いて入札余剰金の発生により令和 6 年度以降に継続予定の工事を前倒しし施工したこと、事業量の増加に伴い繰越し手続きを行いました。これらの理由により、執行率が下がったものでございます。次に、主要な施策の報告書 149 ページ、地籍調査事業の執行率が 47.4 パーセントとなっておりますが、これは 3 月補正で予算計上した一筆地調査、地籍測量業務委託料を翌年度へ繰り越したことにより執行率が下がったものでございます。最後に、主要な施策の報告書 169 ページ、現年公共土木施設災害復旧事業では、執行率は 41.8 パーセントとなっておりますが、これは記載しております河川について工事費を翌年度へ繰り越したことによるものでございます。以上で、補足説明を終わります。

吉津委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

田中委員 第 8 款「土木費」、第 2 項「道路橋梁費」、第 2 目「道路橋梁維持費」についてです。そこの中の事業で市道自治会等草刈作業委託事業というのがあると思うんですけども、その令和 5 年度の実績をお尋ねします。

都市建設課長 令和 5 年度の実績としまして、市内全体で 50 団体に委託をしています。

田中委員 この事業は、自治会の方に自主的に草を刈っていただいて、本当にお茶代というか、燃料費というのをお渡しするとか、そういう事業だと思うんですけども、これは何か例年同じような自治体さんが申し込まれているのか、新規で申し込まれている方はいらっしゃるのかどうかだけ、ちょっと確認させてください。

都市建設課長 ここ数年、自治体数の増加というのはほぼございません。今までやっていただいた自治会が、ずっと継続されるというようなイメージでございます。

重廣委員 関連となりますが、道路の草刈り作業ですよね。それについて毎年、毎年、要望的意見というのをあげておまして、地域住民とともに草刈りのできる仕組みづくりまでやってくれというふうになっているんですが、それについての検討、令和 5 年度はこうになりましたというのがありましたら教えていただきたいんですが。

都市建設課長 仕組みづくりの点ではございますが、先ほどご説明しました自治会への委託の継続と、内容によって高所作業車と費用が発生するものに関しましては、各支所の市民と協働のまちづくりという、市民が主役という事業の中から高所作業車費用を負担させていただいているという取組を始めております。

重廣委員 まだまだ仕組みが足りないと思いますので、全く同じ内容の要望書がまた出るというのは覚悟しておいてください。とにかく、市道の草刈りとい

うのがまだ足りないという市民が多いわけなんですよね。何らかの仕組みをはっきりして構築しないと、今のままではちょっとまた不平不満が増えるのではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はありますか。

田村委員 それでは 228 ページです。第 8 款「土木費」、第 2 項「道路橋梁費」、第 3 目「道路橋梁新設改良費」です。先ほどの補足説明でもありましたけれども、説明コード 025「過疎対策事業」についてです。市道津黄線についてですけども、これは工事の期間の変更により減額というふうなご説明だったんですかね。これは当初、何年で完了する工事で、何年で完了予定だったんでしょうか。

都市建設課長 当初予定では、約 4 年ということを地元にも伝えております。

田村委員 ということは、何年で終わるということになるんでしょうか。

都市建設課長 当初計画通りに進みますと、令和 6 年度の完成ということになります。

田村委員 いや、そんな感じだったなと思うんですけども、令和 5 年度についての事業ですけども、この令和 5 年度の事業が終わって進捗率は何パーセントぐらいとかというのは把握していらっしゃるでしょうか。

建設班長 令和 5 年度末で、進捗率ですけども 41.4 パーセントとなります。

田村委員 ということで、なかなか計画通りに進んでいないというわけですけども、そういったところを受けまして担当課はどのようなご見解でしょうか。進捗率 41.4 パーセントと今お答えをいただきましたけれども、こちらを受けまして今、令和 5 年度が終わった段階でどのような見解を持たれているかお願いします。

都市建設課長 交付金の充当率等にもよって事業の進捗が思いのほか進んでいないということと、事業期間が決まっているということで、一気に現場のほうが進まないという現状もございます。地元のほうからも、長い工期をどうかしてくれないだろうかという意見もいただく中で、今後は現場のほうを確認しながら、地元の意見もしっかり聞きながら施工規模、施工年度について検討していきたいと思います。それと、先ほど計画年度が 4 年ということで、令和 6 年というふうに年度を言いましたけど、修正いたします。令和 7 年度まで予定しております。

田村委員 ものすごく苦勞されてるだろうと思います、この事業の推進についてはですね。地元の方と協議をされてるということですけども、こういった事業期間が伸びましたよ、工事期間が延びましたよであるとか、先ほどこう事業期間というか工事期間みたいなこと言われてたのは、ゴールデンウィークとか繁忙期は外しての期間しか工事ができないというふうなところ、今読んだん

だと思いますけれども、そのあたりのこう兼ね合いというか、あそこを通行したいという人もいらっしやったと思うんですけれども、地元の協議について、令和 5 年度中で結構なんですけど、どのような協議を行われたでしょうか。

建設班長 地元と、あとそれから警察も含めまして、元乃隅渋滞対策意見交換会というのを行っております。この中で、工事期間がいつからいつまでと、それから通行規制がこのようになりますというようなことを協議させていただいた上で工事のほうを進めさせていただいております。

田村委員 しつこくて、もう 1 個だけ聞かせてください。住民の方からの希望というか要望というか、当初ですね、我々も現地視察行かせていただいて、現地の方とも話をさせていただいて、なんて言いますか、通行したいっていうような希望があったと思うんですけど、そのあたり年数が経って、何かいい落としどころがあったりとか、そういうことあったでしょうか。

都市建設課長 地元のほうから、工事中にどうしても徒歩でもいいから通してくれないかというような意見はですね、実は毎年ございます。ただ、安全管理の立場から、やはり一般の通行を認めるわけにはいかないのでですね、要望のあった方に直接お会いをして、ご納得いただくようにご説明はしております。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。なければほか、ご質疑はありませんか。

田村委員 それでは、説明資料に関してお尋ねをするんですけれども、説明資料 148 ページです。決算書が 236 ページ。第 4 目「公園事業費」になります。その他公園等危機管理費（湊はまゆう公園遊具更新事業）についてですけれども、古い遊具の撤去と新しい遊具の設置をされておりますけれども、この事業の効果などありましたらお願いします。

都市建設課長 効果としましてはですね、まず 1 点、老朽化して、旧遊具が木製だったもので、こう手にすいばりが刺さるとか、そういった面で、新しいものは鋼製にしていますので、そういった怪我の防止がまず効果としてありますが、あとは、インクルーシブ性を有した遊具を設置しましたので、例えば車椅子の方が遊具まで行けるとか、遊具で少し遊べるとか、状況に改善されてると思いますので、その辺りの効果も大きいと考えております。

重廣委員 令和 5 年 3 月の当初予算の審議の時にこの話がございまして、この時に、なぜこの、湊はまゆうの公園を選んだのかという話がありました。その時の答弁なんですけど、これから令和 5 年度にかけて公園台帳のようなものを作成して、今、市が管理すべき公園のですね、公園台帳を作成して、これからもう古いもの、老朽化したものを順次整備していくという話だったんですよ。それも令和 5 年度中にその台帳を作成するというふうに私は聞いております。この令和 5 年度でどのような台帳を作られて、今どういうふうに進められている

か伺いたいと思います。

都市建設課長 公園台帳に関しましてはですね、都市建設課以外にも農林課所管する農村公園とか、ほかの所管する公園もございますが、都市建設課で言えば、公園台帳のほうはすでに整備はしております。

重廣委員 いや、その時の答弁であれば、今から新しく台帳を作成して、今から古いものから順番に順番に老朽化したものから変えていきますっていう答弁やったんですよ。だから、私は、今年度中にどのような台帳ができるのか少し期待して待っておったんですが、今はもうできていますとか、それはもう公表できるもんなんですか。どのようなものを作られたのか、どういうふうな台帳を作ってますね、この老朽化したのをだんだん年次的に優先順位を決められるのか。私は、この優先順位は、なぜこれを、公園を選んだんですかって聞いた時に、これからは台帳を作って整備していくっていう答弁やったんです。それ、議事録見てもらったらわかるんですけど。ですから、その公園台帳っていうのはね、どんなもんができたのかっていうのはちょっと伺いたいんですよ。もしあるのであれば、それを皆さんに提示していただきたいと思います。それから、一切進んでないって言うんならそれはそれでいいんですけど、ただ、まだたくさんありますよね、市が管理すべき公園っていうのが。そのこれから維持管理をどのように進めていくかという答弁がそうだったからちょっと思い出したんですけど、ぜひお願いいたします。

建設部長 私の記憶で、あの公園台帳はすでに整備してあるものと認識しています。都市建設課では。その台帳を年次更新して行って、遊具を何年に撤去、更新しましたよっていう更新履歴等を記載したものとしてすでにある。（「あるんですね」と呼ぶ者あり） ございます。（「ぜひ見せてください」と呼ぶ者あり） 後ほど。

吉津委員長 よろしいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）。よろしいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）。関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり） なければほか、ご質疑はありませんか。

重村委員 それではですね、決算書は 234 ページです。説明資料 147 ページですね。湯本地区のですね、景観形成推進事業についてです。この事業は令和 5 年度のところで一旦この事業の目的は達成されたということで、令和 6 年度からはこの事業っていうのはやられてないというふうに認識しております。で、これは平成 31 年、令和元年から、湯本温泉の再開発のスタートと伴ってですね、景観整備に関するところを行政としても支援していこうということで、これは本来また予算の審査の中でやるべきことかもしれませんが、結局、湯本地区の温泉街のところっていうのは景観形成の重点地区に指定をして、重点地区が解除されることはないわけですね、これからも。解除されることはないと思

います。ある意味では、こうスタートに伴って、こうその景観作りを加速させようという意味で、そこにこう補助されたと思うんですけど、建物っていうのはいずれ古くなってまた修繕が必要になったりとか、外壁を一部いらうとか、それとか、今の湯本の状況を見てたら、新たにやはり店舗経営をしてみたいとかですね、移住者もこう飛び込んできてやられるっていうこともあるだろうし、季節の建物をですね、やはり景観条例に沿って修復したいという方もこう出られると思うんですけど、5年間のこう事業の、この達成度っていうのはある程度こうわかるんですけど、令和5年度の執行率も97.8とかなり高いところでね、こう止まってまして、今後、こういった事業っていうのは見直しで令和6年度でやられてないですよ。これまでの5年間をきちんと振り返って、また数年後とか近い将来こういった事業とか、別のメニューでこういった同じようなサポートをしていくということは必要だとか認識をされてるのか、いや、もうこれはもうその独自で景観条例に従ってやってくださいよというつもりなのか、そののちょっと認識を確認しておきたいというふうに思います。

建設部長 当初、この景観形成重点地区を指定しまして、老舗ホテルの廃業に伴った再開発、それにスピード感を持って観光まちづくりをしていこうじゃないかっていう基本計画のもとに、この事業がスタートいたしました。この事業の効果としては、私たちが思ってる以上に、空き家が土産物屋になったりとか飲食店をされたりとか、思った以上の効果があったと我々は認識しております。ただ、これから改めてこれを、取り扱いについては今後の検討材料になろうかなって思っております。

重村委員 決算認定の審査ですから、あんまり深くあれしても、追求してもいけないかもしれませんが、今のこの5年、令和5年度までで上限100万円っていうことでね、金額もある程度、そこそこですね、こう、リフォームをする場合に、外壁だけいらおうと言ったら、2分の1とか3分の1ぐらい、その行政からの補助金が出るということで、施工側も、よし、それでやろうということになろうかと思いますが、今後のやっぱりまちづくりを考えた時に、あとご自分たちでどうぞってなるとですね、いや、数年前まで補助金100万円出たっていうの聞いているけど、いや、今は一切ないのかと。それで、例えば外壁をいらうにしても何にしても、こういう形成条例がこうついて回ると、例えばリフォームにしても、思った以上に高くつくとか、色にしても特殊な色を使わないといけないとか、いろんなことがこう考えられればね、根底には、やはり、家屋っていうのは老朽化して、いつかまた、修復が必要になってくる時もあるということを考えれば、これからの湯本温泉のより一層の活性化とかいろんなこと考えれば、また同じようなことを、近い将来、また検討していただくということは私は必要じゃないかなというふうに思っておりますので、もしご見解

があれば喋っていただいて、終わりたいと思います。

建設部長 この条例に適合していただくための工法って言いますか、板ペンにしても、鋼鉄製は止めて木製にしてくださいよ。自然的な色合いにしてくださいよ。やっぱり他地区のリフォームに比べればワンランクアップのものに取り付けていただく必要はあろうかと思います。地元の方にもご負担はかけますけど、今本当に、計画協定もそうですし、夜中何時まで明かりをつけときましようよって、本当に住民の皆様も一体となってあのまちづくりに取り組んでいらっしゃいます。それも含めまして、まあ 今後の検討させていただきたいなと思ってます。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほか、ご質疑はありませんか。

重廣委員 それでは、決算書の 298 ページの、報告書の 169 ページなんですが、現年公共土木施設災害復旧費について、先ほど補足説明の中で、執行率の悪さは繰り越しである。というふうな説明があったかと思います。現年の災害で、またあくる年大雨が来るかもしれません、地震が来るかも知れませんが、この執行率の低さ、その年にできなかった理由について伺いたい。

建設班長 昨年の災害につきましては、発注をなるべく早期という形で、10 月の中頃から入札のほうを開始しております。ただ、入札をしたんですけれども、なかなか業者さんが決まらなかったりっていう事象もございまして、あと、繰り返しておりますのが、ほぼほぼ河川災害になっております。河川災害につきましては施工できる期間っていう制約もございますので、そこら辺を見極めながらですね、繰り越しをさせていただいたという状況でございます。

重廣委員 今言われましたように、当然、業者さんの人手不足っていうのも、かなり今人数が減ってますからね、それが 1 番大きいんじゃない。人がいまして、仕事が取れない。取れないとなると、この決まった工期には仕事が終わらない。今、1、2、3、4、5 から 6 まで、⑥まで書いてありますが、ほとんど河川ですよ。道に関しましては、土砂を撤去して通れるようにするっていうのは簡単でございますが、今言われましたように、農繁期になりましたら水が使えない、水の水路の中でやる工事の制限期間がありますよね。それにもう 2 月、3 月になったら入ってくるんじゃないかと思うので、どうしてもその期間なくなりますよね。ただ、これはちょっと色々話を聞いての話なんですけど、工期に関しまして、看板に書いてあるのは確実にその年の工事ですから、3 月 31 日に表記がされてます。絶対最初の時は、最初からもう繰り越しにするために来年の 5 月、6 月という工期は書いてないはずなんですけどね。最初からはないでしょ。ただ、変更がありましたっていうのはわからずに、まただらだら、だらだら、3 月いっぱいあったのに、やりよってやねっていうところがあるんで

すよ。ですから、工期も繰り越ししますよ。もう全て決まった時点で、その自治会になり、周知させる看板を変えとか。先日も看板、わかりづらい看板があったよっていう話は聞きましたよね。10月1日から10月30日の間で半日工事をするのに、その工期はズーッと書いてあるから、市民はそこ、いつなるやろ。そういうところもありますから、工期の表記につきまして、業者に確実にわかりやすい表記にするようにやっていただきたいと思います。それはお願いでございます。そこで一つ、前々からこの私言ってるところあるんですが、復旧業務委託、設計業務としてかなりお金が出ていくという話をしております。この課題の中に、職員の能力向上が必要であるということが書いてあるわけなんですよ。現況がどうだから、どのような能力が向上すべきなのかというふうに考えてここに書いてあるのか。これは今、課長さんなり部長さんが書かれたんであれば、一生懸命やってる職員に、ちょっと失礼ですよ。しかし、こういうことが書いてあります。我々がみんな目を通しております。ね。だから、もうちょっと、どのようにしていただきたいのか、それとも、どういう職員が欲しいのか、どういう気持ちでこういう課題のところにこういうことが書かれたのかをちょっと伺いたいと思います。

都市建設課長 現在、都市建設課技術職員が、かなり若い新規採用の方もいらっしゃるということと、まだまだ災害復旧というのを経験されてない職にいらっしゃるの、そういう意味で、災害復旧を事業内容についてはこう現場を見ながら把握していただく必要はあるという思いでその文章があるということで、能力が低い高いというわけではなくて、まだ経験されてない方もたくさんいるということで、皆さんに経験されて、例えばコンサルが書いた図面の精査だとか指示などなどができるような状況にするべきであるという考えでございます。

重廣委員 それでは、最後に、工事について、河川工事ですよ、今言われました、5月いっぱいぐらいですかね、6月いっぱいですかね、河川工事、ちょっと期間があると、5月いっぱいですか。水を取る時期を避けて工事をしなさい。その時期にまた同じところが、災害が起きた場合、どのような、おそらく変更か何かされるんですか。それとも、その現年度工事で設計した図面がそのままで災害が延長したってということが発生する可能性があると思うんですよ。そういう場合の対応について伺いたいと思います。

建設班長 災害復旧は、基本的に迅速にすぐ対応するように国からも指導がございまして、ただ、色々な状況がございまして、なかなか着手できないとか、あと、地元の他の関係、耕作の関係もあって、すぐできないっていう状況が今の現状でございまして。先ほどのご質問ですけれども、災害箇所がもう1度大雨が降って災害、もう一度被災すること。「増破」という呼び方をしておりますけれども、この増破になった時のその状況によっては、国へ申請して、災害に乗る

と、災害の補助を受けるっていう形もございますけれども、そのケースバイケースで、何も着手してない状態で、例えば増破した場合であれば災害に乗れないというような形で、ちょっと色々なケースがございます。ですので、一概に全て設計変更で災害に乗れるというようなことではございませんので、すいません、ちょっとわかりづらいかもしれませんが、お答えいたします。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、都市建設課所管全般にわたりご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、都市建設課所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。再開を 14 時 25 分からいたします。

— 休憩 14 : 14 —

— 再開 14 : 25 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。まず最初に、先ほど建設部長のほうから発言の申し出がありましたので、許可したいと思います。

建設部長 先ほど重廣委員からの質疑で、公園事業費において、湊はまゆう公園、令和 5 年度中に公園台帳、施設台帳を整備してどのように活用したのかという質疑がございました。それに対しまして私は、すでに公園台帳は整備しておりますと申し上げましたが、本来、公園チェックシートを活用して、その中で湊はまゆう公園の遊具の老朽化が優先順位の上位のほうに上がったものですから、湊はまゆう公園を整備いたしましたというふうに答弁するところでございました。修正させていただきます。

吉津委員長 それでは最後に建築住宅課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

建設部長 それでは建築住宅課所管について、補足説明いたします。決算書では 237 ページから 242 ページの第 8 款「土木費」のうち、第 6 項「住宅費」になります。決算額が 1 億 5,342 万 5,645 円で、令和 4 年度に対し 2,450 万 1,238 円の減となっております。これは第 1 目「住宅管理費」、コード 010「社会資本整備総合交付金事業」の市営住宅整備工事として、上川西市営住宅 B 棟の大規模改修費用が 844 万円の増となったものの、コード 900「住宅管理費」において、市営住宅の解体撤去がなかったことにより 3,245 万円減ったことが主な減少の要因でございます。また、コード 040「空き家対策事業」、空き家除却事業費補助金については 4 件の交付実績がございました。なお、主要な施策の報告書では 150 ページと 151 ページに事業実績等を記載しております。以上で補足説明を終わります。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたのでこれより質疑を行います。
ご質疑はありませんか。

重廣委員 それでは、款項目同じですよ。ですから、先ほど部長が言われた社会資本整備総合交付金、上川西の市営住宅について伺いたいと思います。これは、この当初予算のときにいろいろ伺いました。その中の話で、中に公会堂があるんですよ、市営住宅には。今利用されてない公会堂と駐車場が手狭ではあるが、公園もあります。そのことについてどうされるかと聞いたら、令和 5 年度中にちょっと検討してみますという話やったんですが、その後どうなったかということは今聞いてもよろしいですか。だめならまた別のときに——よろしいですか。それについて伺いたいと思います。

建築住宅課長 上川西の集会所におきましては、現状では今改修工事を行っております資材のほうを置いている状況となっております。この改修工事のほう令和 7 年度まで今予定をしておりますので、現状としてはその資材置き場が継続されることになるのではないかと思います。ただ、令和 5 年 3 月の回答のときに令和 5 年のときに置いて、令和 6 年に自分たちが住民からの聞き取り等をしておかないといけないのかもしれませんが、若干この工事のほうで資材置き場となっていることにより、若干具体的なこの意見聴取の時期や遊具の撤去等は、この工事の資材が退きそうなときになるということで、それ以降になるということで、もうしばらくこのままの状態になるということをお答えさせていただきます。

重廣委員 そうしましたら、この上川西の市営住宅の整備工事、これは令和 7 年度で終了いたしますか。

住宅班長 上川西の整備につきましては、長寿命化計画では令和 7 年度まで、現在 C 棟をやっておりますけれども、D 棟までということで予定しているところでございます。

重廣委員 現地を見られたらわかると思いますが、この資材置き場に使われている公会堂、天井が抜け落ちております。雨漏りももうおそらくするのではないかと思います。どのような資材を置いておられるかわかりませんが、またただそれが令和 7 年度も令和 8 年度の頭まで持てばいいなと考えておりますが、地域住民、また住んでおられる方と相談しながら、その整備はこの市営住宅の整備とともに、同時並行作業で行っていくべきではないかなと思いますので、一応検討をお願いしたいと思います。

田村委員 それでは第 8 款「土木費」、第 6 項「住宅費」、第 1 目「住宅管理費」、説明コード 700 から 710、720、730 を合わせてお尋ねします。市営住宅のそれぞれの地区ごとでいいんですけど、入居率がありましたらお願いします。

住宅班長 それぞれの入居率については現在数字を持っておりませんが、全体

で言いますと 73 パーセントということで認識しているところでございます。これは令和 5 年度末の段階で 73 パーセントということで認識しております。

田村委員 それでは 73 パーセントということなんですけれども、市営住宅、複数箇所あると思うんですが、1 世帯も入居のない市営住宅というものがあるものなんでしょうか。

住宅班長 現在、後々迫市営住宅については、この度、今まで 1 世帯のみ入居だったんですけど、この度退去されまして、9 月末現在で一人も住まれなくなったというような状況でございます。他の市営住宅につきましては少なからず、退室してないものにつきましては少なからず入居者がいる状況でございます。

田村委員 わかりました。そうやって、これから入られるのかもしれないですけど、もう少しあるかと思ったんですが、意外と全部の市営住宅に入居されるということなんですけど、どうなんです。入居者の募集であったりっていうのはホームページを使ってされておりますけれども、今後、集約と言いますか、廃止と言いますか、そういったことは、この稼働率と言いますか入居率を見て検討されたりっていうことはあるんでしょうか。

建築住宅課長 この住宅の数につきましては、長寿命化計画というのを策定しております。この中で必要戸数 361 戸という数字のほうを出させてもらっております。ただこの 361 戸、今 510 戸程度あるんですが、その 361 戸に全て、令和 13 年度末に 361 戸にするというわけではなく、数字を出しながら、その住宅におられる方を強制的な退去はさせません。その住宅におられる方がいなくなるっていうところ、またその住宅に大規模な改修がもし必要なことがあれば、そういうときはちょっとその方たちに移動していただいて、新たな市営住宅のほうに転居していただくようにもなるかもしれませんが、一応数字のほうは持っております。その計画どおりにしていくための施策等も考えながら、ゆっくりですが、徐々に数字に近づけながら適正な住宅の数等に持っていくと。すいません、ちょっとポイントがずれてきましたね。そういうふうな状況になっております。

重廣委員 それでは、決算書 240 ページ、説明コードの 055「住まい快適リフォーム助成事業」について伺いたいと思います。これは毎年毎年、様々なやり方で手法は変わっておりますが、令和 4 年度に比べて令和 5 年度に変えたことがこのように良くなったとか、そういうふうな成果、結果があれば伺いたいと思います。

住宅班長 令和 5 年度と令和 4 年度については大きく変わってはございませんが、令和 6 年度につきましては、様々な意見を受けまして、この健幸住宅推進事業と住まい快適リフォーム事業を 1 本にして令和 6 年度はやってるところなんですけれども、令和 5 年度については令和 4 年度との大きな違いというのは

ございません。

重廣委員 それでは、これは毎年同じような要望が出てますので、かなり変わってるんじゃないかと。令和 4 年度と令和 5 年度はあまり大きく変わってないと。そこで、お金ではなくても、3、4 年前ぐらいから商品券に変わっております。この商品券の取り扱い店を少し広げてくれとか、そういう要望も出ていたと思うんですが令和 4 年度、令和 5 年度について変化があるかどうか。やはりそれは現金でもらったほうが 1 番いいかもしれませんが、地域経済の活性化という言葉を含めて、商品券で助成金をいただくという制度になっておりますが、取り扱い店をもう少し拡大してくれっていうのは毎年上がってるんですよ。そこで、この令和 5 年度に関しては取り扱い店をどのようにされたか、伺いたいと思います。

住宅班長 こちらの商品券の取り扱いにつきましては、長門商工会議所のほうに委託をしております、実施をしているところでございます。7 月 17 日現在ですと、263 店舗でお使いいただけるようになっております。だんだん取り扱いしていただいている店舗も商工会議所さんのほうで頑張っていただいて増えてきているものと認識してるところでございます。

田中委員 1 点確認なんです、最初の補足説明のところで、予算書で言ったら、同じページの同款同項同目なんですけど、900「住宅管理費」のところの市営住宅の解体撤去がなかったことによりっていう、減額の減少の要因がありますというふうにおっしゃったんですけれども、この解体撤去されなかったっていうのをもう少しちょっと詳しく、どういう状況だったのかをご説明願います。

住宅班長 令和 4 年度におきましては、立野住宅のほうを撤去いたしましたので、そのために大きな予算がかかっておりました。今回、そういった市営住宅の解体撤去っていうのがなかったものですから、その分が単純に減っているという説明でございます。

吉津委員長 関連質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければほかに、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、建築住宅課所管全般にわたりご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、建築住宅課所管の審査を終了します。本日の審査はこの程度にとどめ、この続きは 7 日、午前 9 時 30 分から審査を行います。本日はこれで散会します。どなたもご苦労さまでした。

— 散会 14 : 39 —